

令和5年6月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(令和5年度業務概況及び主要事業)

教育警察常任委員会
(警察本部)

～ 目 次 ～

○ 幹部職員名簿（警察本部・警察署）

○ 警務部関係

第 1 熊本県警察の組織	1
第 2 運営方針	5
第 3 運営重点及び推進施策	5
第 4 警察予算	6
第 5 警察署の再編	7
第 6 警察施設の現状	7
第 7 優秀な人材の確保	8
第 8 県民への情報発信	10
第 9 犯罪被害者支援の充実強化	10
第 10 警察安全相談業務の現状	11
第 11 留置施設	12
第 12 警察学校における採用時教養	12

○ 生活安全部関係

第 1 子供・女性・高齢者を始めとした県民を犯罪等から 守る取組の推進	14
第 2 少年の非行防止と保護対策の推進	18
第 3 人身安全関連事案対策	20
第 4 生活環境事犯の検挙状況等	23
第 5 サイバー犯罪の検挙状況等	25
第 6 地域警察活動	26
第 7 通信指令業務	28

○ 刑事部関係

第 1 刑法犯の検挙状況	29
第 2 重要犯罪の検挙状況	30
第 3 重要窃盗犯の検挙状況	31
第 4 知能犯の検挙状況	32
第 5 組織犯罪対策の推進	33
第 6 国際・薬物銃器対策の推進	36
第 7 鑑識活動	38
第 8 科学捜査研究所の活動	39

○ 交通部関係

第 1 交通事故情勢	40
第 2 総合的な交通事故抑止対策	43
第 3 その他	47

○ 警備部関係

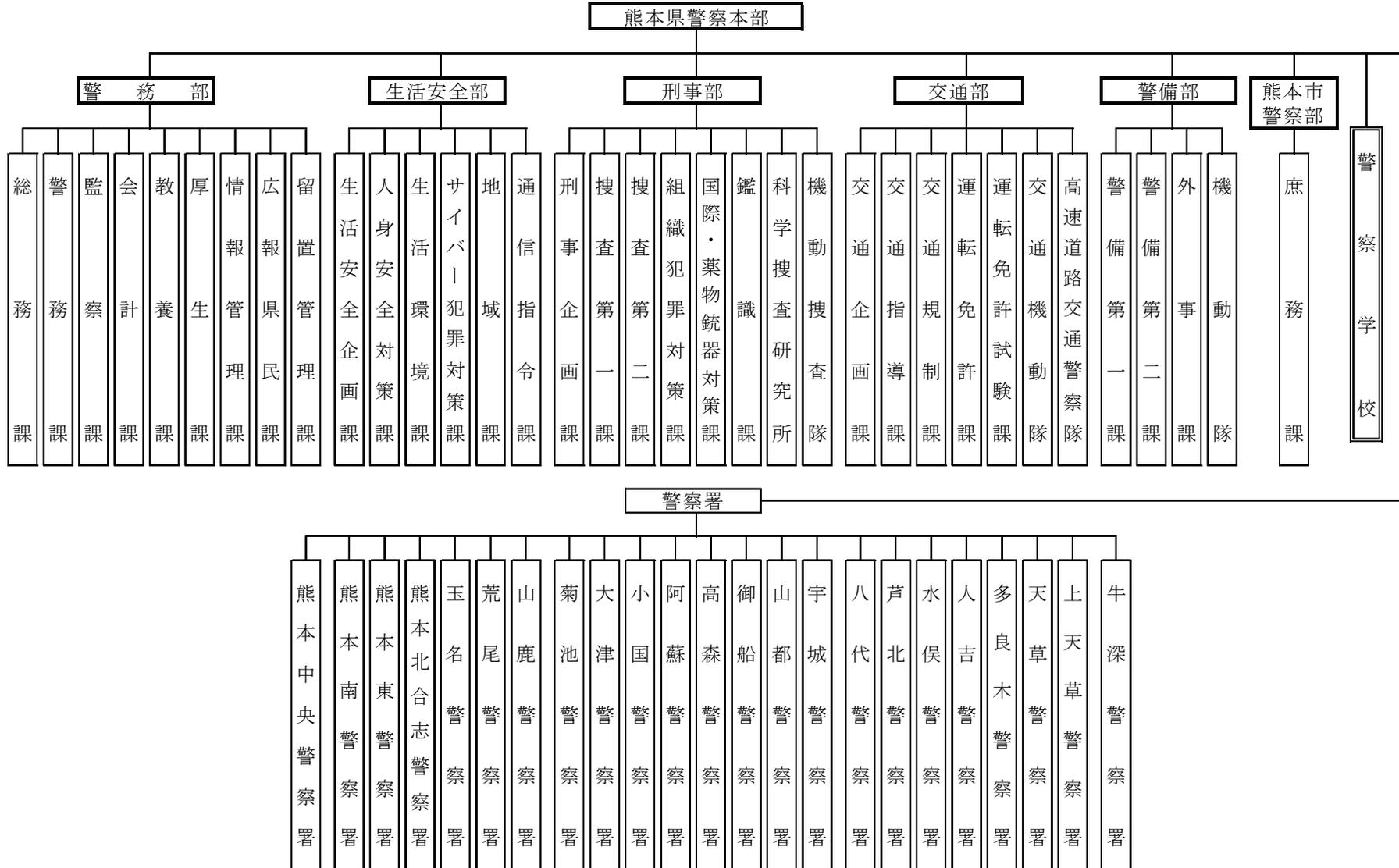
第 1 情勢に対応した警護警備の徹底	49
第 2 大規模災害等緊急事態対策の強化	50
第 3 経済安全保障対策の推進	53
第 4 大規模イベントを見据えた警備諸対策の推進	55

【 警務部 】 業 務 概 況

項 目	内 容				備 考
第1 熊本県警察の組織	1 公安委員会 (令和5年4月1日現在)				
委 員		年 齢	任 期	職 業	
委員長	おの ながと 小野 長門	6 3 歳	令和5年7月1日(2期目)	崇城大学理事・副学長	
委員	ひろつか まさこ 廣塚 昌子	6 9 歳	令和6年6月30日(1期目)	元熊本市教育長	
委員	みやお ちかこ 宮尾 千加子	6 4 歳	令和6年7月30日(1期目)	元熊本県教育長	
委員	かい たかひろ 甲斐 隆博	7 1 歳	令和5年6月30日(1期目)	株式会社肥後銀行 代表取締役会長	
委員	よしだ けんいち 吉田 賢一	6 7 歳	令和7年10月7日(1期目)	弁護士	

2 県警察の組織 (令和5年4月1日現在)

警察本部 (5部34所属)、熊本市警察部 (1所属)、警察学校及び警察署 (23署 (60交番、2警備派出所及び115駐在所))



項 目	内 容			備 考		
	3 警察職員の条例定数（令和5年4月1日現在）				※ 本県の警察官条例定数は、平成3年から平成7年までの5年間で、交通巡視員（55人）及び婦人警察員（12人）を警察官に職種転換したことにより、政令定数を67人上回っている。	
	区 分	定 数	備 考			
	警 察 官	警視	1 1 4	警察改革以降の本県の警察官増員状況		
		警部	2 3 7	・ 平成14年度 90人		
		警部補 (巡査部長を含む。)	1, 8 1 0	・ 平成15年度 50人		
		巡査	9 4 6	・ 平成16年度 25人		
			・ 平成17年度 30人			
		・ 平成18年度 30人				
		・ 平成19年度 30人				
小計	3, 1 0 7	・ 平成20年度 0人				
一 般 職 員	4 2 1	・ 平成21年度 12人				
		・ 平成22年度 4人				
		・ 平成23年度 3人				
		・ 平成24年度 7人				
		・ 平成25年度 11人				
合 計	3, 5 2 8	・ 平成26年度 0人				
		・ 平成27年度 12人				
		・ 平成28年度 13人				
		・ 平成29年度 15人				
		・ 平成30年度				
		～				
		令和5年度 0人				
		合 計 3 3 2人				

項 目	内 容	備 考																						
	<p>4 警察官一人当たりの負担人口（令和5年4月1日現在）</p> <p>本県警察官一人当たりの負担人口は575人であり、九州第1位、全国第10位の高い負担となっている。</p>  <table border="1" data-bbox="651 614 1630 691"> <thead> <tr> <th>(人)</th> <th>全国</th> <th>九州</th> <th>熊本</th> <th>大分</th> <th>宮崎</th> <th>鹿児島</th> <th>沖縄</th> <th>佐賀</th> <th>福岡</th> <th>長崎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担人口</td> <td>495</td> <td>500</td> <td>575</td> <td>549</td> <td>537</td> <td>534</td> <td>513</td> <td>478</td> <td>470</td> <td>436</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本県警察官一人当たりの負担人口を、全国平均の495人にするためには、警察官494人増員する必要がある。</p> <p>※ この負担人口は、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数（地方警務官除く。）で除して算出したもの</p> <p>5 職員の年齢構成比等（令和5年4月1日現在）</p> <p>50歳以上の職員の占める割合が全体の16.0%（前年比-0.5ポイント）、40歳代の職員が27.1%（前年比+1.2ポイント）、30歳代の職員が31.5%（前年比-0.2ポイント）、30歳未満の割合が25.4%（前年比-0.5ポイント）、平均年齢については、37.8歳（警察官37.3歳、一般職員41.3歳）となっている。</p> <p>また、女性職員の占める割合は、全体の16.3%で、その内訳は、警察官が330人（育児休業者を含み、出向者を除く。）（10.5%）、一般職員が243人（60.1%）となっている。</p>	(人)	全国	九州	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	佐賀	福岡	長崎	負担人口	495	500	575	549	537	534	513	478	470	436	
(人)	全国	九州	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	佐賀	福岡	長崎														
負担人口	495	500	575	549	537	534	513	478	470	436														

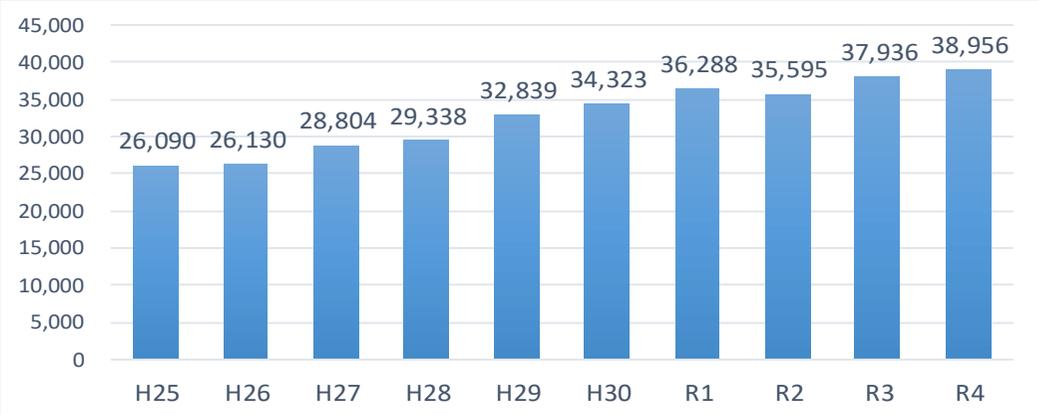
項 目	内 容	備 考
第2 運営方針	<p>県民の期待と信頼に応える強い警察 ～安全で安心して暮らせる熊本の実現～</p> 	
第3 運営重点及び推進施策	<p>1 令和5年運営重点及び推進施策 令和5年運営重点及び推進施策については、令和4年の治安対策の取組結果、県民の治安へのニーズ等を踏まえ、令和5年中における治安対策の指針として策定した。</p> <p>2 構成 次に掲げる5の運営重点を設定するとともに、これらを踏まえた23の推進施策を示す構成としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の起きにくい社会づくり ・県民生活を脅かす犯罪の取締り ・安全かつ快適な交通の確保 ・テロ・災害等緊急事態から県民を守る活動の推進 ・県民の期待と信頼に応える強い組織づくり 	

項 目	内 容					備 考	
第4 警察予算	1 当初予算額の推移 (百万円)					※ 令和2年度は骨格及び肉付け予算の合計額 ※ 令和3年度以降は災害復旧費を含む合計額	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
	警察予算額	40,110	40,193	38,566	40,026		39,940
	伸 び 率 (%)	4.7	0.2	-4.0	3.8		-0.2
	人 件 費	29,574	30,239	29,483	29,205		29,589
	人件費の割合(%)	73.7	75.2	76.4	73.0		74.1
	県(一般会計)予算額	791,488	715,510	865,114	903,043		913,590
	伸 び 率 (%)	-5.1	-9.6	20.9	4.4		1.2
	県予算に占める割合(%)	5.1	5.6	4.5	4.4		4.4
	2 主な新規・拡充事業等						
	(1) 電話で『お金』詐欺被害防止のための総合対策【拡】						
	被害防止コールセンターの運用、広報啓発業務委託の拡充等						
	2, 179万1千円						
	(2) サイバー空間の脅威への対処能力の強化						
	技術研修への職員派遣、資機材の整備						
2, 779万8千円							
(3) 外国人材の受入れ・共生への取組【拡】							
通翻訳体制の確保、語学研修の拡充等							
1, 561万円							
(4) 交通安全水準の向上に資する取組							
・ 体験型交通安全教育の強化【新】							
512万1千円							
・ 交通安全施設等の整備							
14億2, 679万円							
(5) テロ、警衛・警護等防護力の強化【新】							
警備対策の実施、資機材等の整備等							
2, 157万9千円							
(6) 業務のデジタル化によるイノベーションの推進【新】							
・ 警察庁共通基盤移行に伴う業務の高度化							
1億3, 124万3千円							
・ RPA、チャットツールの導入等							
2, 558万1千円							

項 目	内 容	備 考
第7 優秀な人材の確保	<p>1 優秀な人材の確保 優秀な人材を確保するため、対面形式やオンライン形式による業務説明会の実施、受験者層が多く利用しているYouTube、Twitter、Instagram等のSNSを活用した情報発信等、社会情勢に応じた多様な採用募集活動を推進している。</p> <p>2 退職警察官等の活用 ベテラン警察官等の退職に伴い、現場執行力を維持・強化するための施策の一環として、退職職員を再任用職員又は会計年度任用職員として任用することにより、これまで培った知識・技能を現場の活動や若手警察官への技能伝承に活用している。</p> <p>(1) 再任用職員 24人（退職警察官10人、退職一般職員14人）</p> <p>(2) 会計年度任用職員 183人（退職警察官136人、退職一般職員11人、その他36人）</p> <p>3 女性の活躍促進 熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画）を策定し、令和8年度当初までに女性警察官の割合を12%以上とする目標を掲げるなど、女性の活躍をはじめ全ての職員がやりがいを持って働き続けることができる職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>4 強い組織づくりの推進</p> <p>(1) 若手警察官の早期戦力化 採用時教養終了から3年目までの警察官を「若手警察官」と定義して、現場を想定したロールプレイング方式による実戦的総合訓練の反復実施、ベテラン職員の豊富な知識・技能等を継承するための伝承教養等を通じて若手警察官の早期戦力化への取組を強化している。また、若手警察官同士で勤務する機会が増加していることを踏まえ、特に採用時教養中の警察官等を指導する立場にある若手警察官を対象に各種研修会を開催し、指導能力向上を図っている。</p> <p>(2) 幹部の指揮能力等の向上 各級昇任時教養において、重大事案を想定した現場対応指揮訓練を反復して実施するほか、捜査現場における実務研修、幹部研修等を通じて、現場活動の要である幹部の指揮能力等の向上を図っている。</p>	

項 目	内 容	備 考																																			
	<p>(令和4年度各級幹部研修状況一覧表)</p> <table border="1" data-bbox="689 292 1686 536"> <thead> <tr> <th>昇任時教養の種別</th> <th>研 修 先</th> <th>期 間</th> <th>研修人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警部任用科（本課程）</td> <td>警察大学校</td> <td>10週間</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>同上（特別短期課程）</td> <td>警察大学校</td> <td>2週間</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>警部補任用科</td> <td>九州管区警察学校</td> <td>7週間</td> <td>47人</td> </tr> <tr> <td>巡査部長任用科</td> <td>九州管区警察学校</td> <td>6週間</td> <td>57人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和5年度各級幹部研修一覧表)</p> <table border="1" data-bbox="689 584 1532 818"> <thead> <tr> <th>昇任時教養の種別</th> <th>研 修 先</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警部任用科（本課程）</td> <td>警察大学校</td> <td>8週間</td> </tr> <tr> <td>同上（特別短期課程）</td> <td>警察大学校</td> <td>2週間</td> </tr> <tr> <td>警部補任用科</td> <td>九州管区警察学校</td> <td>6週間</td> </tr> <tr> <td>巡査部長任用科</td> <td>九州管区警察学校</td> <td>5週間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 職務倫理教養の推進 警察職員の誇りと使命感の醸成に資する職務倫理の涵養を図るため、教養素材や資料を提供し、各所属における指導教養の推進を図っている。</p> <p>(4) 術科訓練等の効果的な推進 ア 術科技能の向上 交番襲撃事案等、昨今の警察を取り巻く環境悪化を踏まえ、各交番・駐在所内における実戦的な対処訓練を行うとともに、各警察署の術科指導者の指導力強化を図っている。 また、警察官が現場活動において、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するため、逮捕術、拳銃、柔道、剣道等で修得した全ての技能を駆使した総合的な事態対処能力を向上させるための訓練（総合対処法訓練）を推進している。</p> <p>イ 運転訓練の推進 警察職員の運転技術の向上及び公用車の交通事故防止を図るため、各所属において実技指導等を推進するとともに、運転技能認定審査を行っている。</p>	昇任時教養の種別	研 修 先	期 間	研修人員	警部任用科（本課程）	警察大学校	10週間	24人	同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間	4人	警部補任用科	九州管区警察学校	7週間	47人	巡査部長任用科	九州管区警察学校	6週間	57人	昇任時教養の種別	研 修 先	期 間	警部任用科（本課程）	警察大学校	8週間	同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間	警部補任用科	九州管区警察学校	6週間	巡査部長任用科	九州管区警察学校	5週間	<p>※ 研修期間については、情勢を踏まえ、警察庁が設定している。</p> <p>※ 熊本県警察術科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道 ・ 剣道 ・ 逮捕術 ・ 拳銃 ・ 点検教練 ・ 救急法
昇任時教養の種別	研 修 先	期 間	研修人員																																		
警部任用科（本課程）	警察大学校	10週間	24人																																		
同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間	4人																																		
警部補任用科	九州管区警察学校	7週間	47人																																		
巡査部長任用科	九州管区警察学校	6週間	57人																																		
昇任時教養の種別	研 修 先	期 間																																			
警部任用科（本課程）	警察大学校	8週間																																			
同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間																																			
警部補任用科	九州管区警察学校	6週間																																			
巡査部長任用科	九州管区警察学校	5週間																																			

項 目	内 容	備 考																				
第8 県民への情報発信	<p>1 広報誌「熊本のまもり」の発行 県警察の活動内容を分かりやすく紹介し、警察活動に帯する県民の理解と協力を得るための広報誌として昭和59年から発行</p> <p>2 広報啓発活動等の現状</p> <p>(1) インターネット等を活用した広報 ア 県警ホームページ、Twitter、Instagram及びYouTubeを通じた警察活動の紹介 イ ゆっぴー安心メールによる犯罪情報や行方不明者情報の提供</p> <p>(2) マスメディア等と連携した広報 新聞における防犯及び交通事故防止のための情報連載、テレビのニュース番組における防犯情報の紹介等</p> <p>3 熊本県警察音楽隊の活動 昭和27年11月に発足した熊本県警察音楽隊は、現在、隊長以下26人による吹奏楽団であり、警察と県民の音の架け橋として、演奏活動を通じた広報啓発活動を実施している。</p>	<p>※ 令和4年度の発行部数 一般用 10,000部 子供用 28,000部</p> <p>※ 令和4年の派遣演奏回数 50回 (前年同期比+14回)</p>																				
第9 犯罪被害者支援の充実強化	<p>警察は、事件・事故の発生直後から被害者等と密接に関わる唯一の機関であることから、被害者支援要員制度、経済的・精神的負担軽減のための公費支出制度などの各種施策を通じ、被害者等の二次的被害の防止・軽減に向けた取組を推進している。</p> <p>また、被害者等の多様なニーズに対応し、途切れのないきめ細やかな支援活動を実現するために、関係機関・団体との被害者支援ネットワークを構築しており、特に犯罪被害者等早期援助団体として熊本県公安委員会から指定を受けている「公益社団法人くまもと被害者支援センター」との連携を密にしている。</p> <p>○公益社団法人くまもと被害者支援センターの活動状況</p> <table border="1" data-bbox="633 1241 1281 1428"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>内容</th> <th>相談件数</th> <th>直接支援</th> <th>専門相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年</td> <td></td> <td>1,648</td> <td>184</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td></td> <td>2,037</td> <td>295</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増 減</td> <td>-389</td> <td>-111</td> <td>-27</td> </tr> </tbody> </table>	年	内容	相談件数	直接支援	専門相談	令和4年		1,648	184	24	令和3年		2,037	295	51		増 減	-389	-111	-27	<p>※ 公益社団法人くまもと被害者支援センターへの情報提供件数</p> <p>○ 令和4年 23件 (前年同期比-13件)</p> <p>○ 令和5年3月末 7件 (前年同期比 -2件)</p> <p>※直接支援：警察署、検察庁、裁判所等への付添い、病院受診支援、自宅訪問等</p> <p>※専門相談：法律相談・心理相談</p>
年	内容	相談件数	直接支援	専門相談																		
令和4年		1,648	184	24																		
令和3年		2,037	295	51																		
	増 減	-389	-111	-27																		

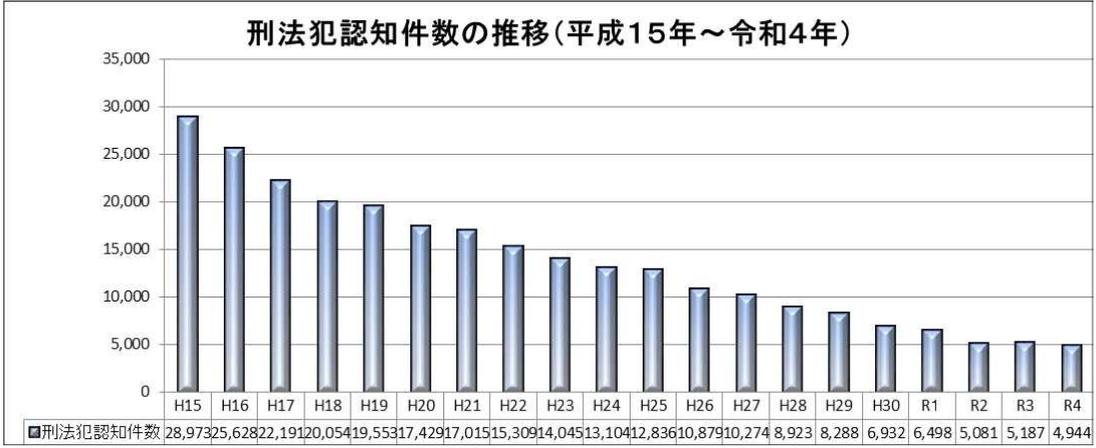
項 目	内 容	備 考																																														
第10 警察安全相談業務の現状	<p>1 警察安全相談受理件数の推移 (件)</p>  <p>2 部門別受理状況 (件)</p> <table border="1" data-bbox="667 906 1697 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部門</th> <th colspan="2">令和3年</th> <th colspan="2">令和4年</th> <th rowspan="2">増減 (件数)</th> </tr> <tr> <th>受理件数</th> <th>構成比</th> <th>受理件数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活安全</td> <td>26,091</td> <td>68.8%</td> <td>26,620</td> <td>68.3%</td> <td>529</td> </tr> <tr> <td>刑事</td> <td>7,111</td> <td>18.7%</td> <td>7,506</td> <td>19.3%</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>3,544</td> <td>9.4%</td> <td>3,514</td> <td>9.0%</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td>総務・警務</td> <td>320</td> <td>0.8%</td> <td>537</td> <td>1.4%</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>警備</td> <td>37</td> <td>0.1%</td> <td>27</td> <td>0.1%</td> <td>-10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>833</td> <td>2.2%</td> <td>752</td> <td>1.9%</td> <td>-81</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年は前年比1,020件増加 ※ 部門別では生活安全部門の相談が全体の68.3%を占めている。</p>	部門	令和3年		令和4年		増減 (件数)	受理件数	構成比	受理件数	構成比	生活安全	26,091	68.8%	26,620	68.3%	529	刑事	7,111	18.7%	7,506	19.3%	395	交通	3,544	9.4%	3,514	9.0%	-30	総務・警務	320	0.8%	537	1.4%	217	警備	37	0.1%	27	0.1%	-10	その他	833	2.2%	752	1.9%	-81	<p>※ 令和5年3月末現在の相談受理件数 10,971件 (前年同期比+2,267件)</p>
部門	令和3年		令和4年		増減 (件数)																																											
	受理件数	構成比	受理件数	構成比																																												
生活安全	26,091	68.8%	26,620	68.3%	529																																											
刑事	7,111	18.7%	7,506	19.3%	395																																											
交通	3,544	9.4%	3,514	9.0%	-30																																											
総務・警務	320	0.8%	537	1.4%	217																																											
警備	37	0.1%	27	0.1%	-10																																											
その他	833	2.2%	752	1.9%	-81																																											

項 目	内 容	備 考																												
第11 留置施設	<p>1 留置施設</p> <p>(1) 常設留置施設 警察本部直轄留置施設及び8警察署</p> <p>(2) 非常設留置施設 12警察署</p> <p>(3) 収容率（令和5年3月末現在の最大収容可能人数に対する延べ人数の割合）</p> <p>ア 全常設留置施設 ～ 21.9%（前年同期比+1.5ポイント）</p> <p>イ 熊本市内4留置施設 ～ 26.0%（前年同期比+2.5ポイント）</p> <p>2 適正な留置業務の推進 留置施設の適正な管理運営を図るとともに、被留置者の基本的人権に配慮した適正な処遇を行い、被留置者に係る各種事故防止を推進している。</p>	<p>※ 常設留置施設とは看守勤務員が常勤し、常に留置施設を開設している警察署等のことをいう。</p> <p>※ 非常設留置施設とは、留置施設を有するが、看守勤務員が配置されておらず、原則として被疑者を常設留置施設に委託して留置する警察署のことをいう。</p> <p>※ 熊本市内4留置施設とは、本部留置施設のほか、熊本中央、熊本南及び熊本北合志警察署の留置施設のことをいう。</p>																												
第12 警察学校における採用時 教養	<p>1 初任科生・初任補修科生の状況（令和5年度） (人)</p> <table border="1" data-bbox="647 1129 1644 1382"> <thead> <tr> <th colspan="2">課 程 名</th> <th>人 員</th> <th>期 間</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">初 任 科</td> <td>314期(短期)</td> <td>44(11)</td> <td>4/1～9/29</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>314期(長期)</td> <td>54(14)</td> <td>4/1～1/26</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初任補修科</td> <td>47期(長期)</td> <td>38(10)</td> <td>5/11～7/29</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>48期(短期)</td> <td>43(11)</td> <td>1/22～3/22</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>一般職員初任科</td> <td>38期</td> <td>14(9)</td> <td>4/1～4/26</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	課 程 名		人 員	期 間	日 数	初 任 科	314期(短期)	44(11)	4/1～9/29	124	314期(長期)	54(14)	4/1～1/26	200	初任補修科	47期(長期)	38(10)	5/11～7/29	54	48期(短期)	43(11)	1/22～3/22	41	一般職員初任科	38期	14(9)	4/1～4/26	18	<p>※ 人員欄の（ ）内は、女性の内数</p>
課 程 名		人 員	期 間	日 数																										
初 任 科	314期(短期)	44(11)	4/1～9/29	124																										
	314期(長期)	54(14)	4/1～1/26	200																										
初任補修科	47期(長期)	38(10)	5/11～7/29	54																										
	48期(短期)	43(11)	1/22～3/22	41																										
一般職員初任科	38期	14(9)	4/1～4/26	18																										

項 目	内 容	備 考																		
	<p>2 採用時教養の期間（警察官）</p> <table border="1" data-bbox="647 300 1644 427"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>初任科</th> <th>職場実習</th> <th>初任補修科</th> <th>実戦実習</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期(大卒)</td> <td>6月</td> <td>4月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>15月</td> </tr> <tr> <td>長期(大卒以外)</td> <td>10月</td> <td>3月</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>21月</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 短期～警察官A 長期～警察官B</p> <p>3 初任科入校中の教養の基本方針</p> <p>警察官は、逮捕権など強大な権限と拳銃所持が許される特別な公務員であるため、厳正な規律保持、高い倫理観と職務執行力が要求される。</p> <p>そのため、「強く、正しく、良識ある警察職員の育成」を基本目標とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察責務の自覚 ○ 警察職員たるにふさわしい職務倫理観 ○ 警察職員であることの誇りと使命感（ポリスマインド） ○ 地域警察活動に必要な基礎的実務能力（知識・技能） ○ 多様化する警察事象へ対応可能な基本的能力 ○ 強靱な体力と何ものにも屈しない気力 ○ 円満な良識と豊かな人間性 ○ 職業人生における目標実現に向けた自己成長意識の涵養 <p>を重点項目とし、「向学錬武」の校訓のもと、指導を行っている。</p>	区 分	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	計	短期(大卒)	6月	4月	2月	3月	15月	長期(大卒以外)	10月	3月	3月	5月	21月	<p>※ 職場実習は、地域実習約2月及び捜査実習約1月のほか若干（数日間）の部門別実習で構成される。</p>
区 分	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	計															
短期(大卒)	6月	4月	2月	3月	15月															
長期(大卒以外)	10月	3月	3月	5月	21月															

【生活安全部】

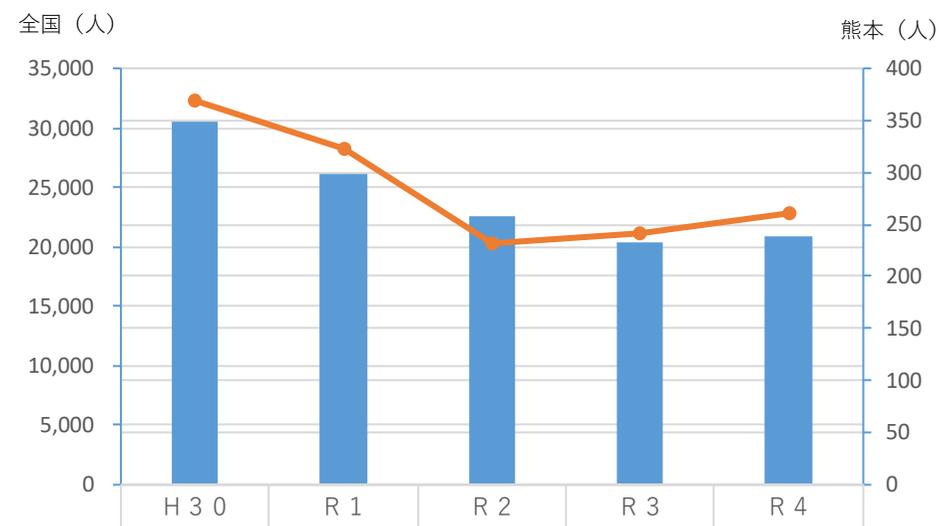
業 務 概 況

項 目	内 容	備 考
<p>第1 子供・女性・高齢者を始めとした県民を犯罪等から守る取組の推進</p>	<p>1 犯罪情勢 令和4年中の刑法犯認知件数 4,944件（前年比-243件、-4.7%）統計史上初めて5,000件を下回った。</p>  <p>2 地域社会と連携した犯罪の起きにくい環境づくりの推進</p> <p>(1) 防犯インフラの整備促進</p> <p>ア 熊本県警察街頭防犯カメラシステムの効果的な設置と適切な運用</p> <p>イ 自治体、関係機関・団体、事業者等に対する防犯カメラ及び防犯設備の整備促進</p> <p>(2) 効果的な防犯情報の提供</p> <p>ア 「ゆっぴー安心メール」、SNS、防災行政無線等を活用した効果的な防犯情報の提供</p> <p>イ 自治体、教育委員会、学校等との連絡体制の強化</p> <p>(3) 防犯ボランティアへの活動支援</p> <p>若い世代の防犯ボランティア活動の活性化と防犯ボランティア団体への継続的な物的支援</p>	<p>○ 刑法犯認知件数（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 1,380件 ・前年同期比 +281件 ・増減率 +25.6% <p>※ 刑法犯認知件数 警察において認知した刑法犯の発生件数をいい、資料中の令和5年3月末現在の数値は全て暫定値</p>

項 目	内 容	備 考																								
	<p>3 繁華街総合対策の推進</p> <p>熊本地震後、熊本市繁華街においては、違法・悪質な風俗業者や執拗な客引き・客待ち行為、いわゆる「ぼったくり」などが大幅に増加したため、平成31年3月、本部生活環境課内に繁華街特別対策室を設置し、違法行為の取締り強化、熊本市や民間団体と連携した取組等の繁華街総合対策を推進した。</p> <p>その結果、客引きに関する110番通報件数や料金トラブルの把握件数が減少するなど一定の効果が認められ、令和5年3月繁華街特別対策室を解体した。</p> <p>今後も客引き等の違法行為を増加させないよう、繁華街の人流等を注視するとともに、これまでの対策を継続的に推進していく。</p> <div data-bbox="600 683 1693 1056"> <table border="1"> <caption>客引き110通報件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>1186</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>502</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="600 1082 1680 1445"> <table border="1"> <caption>料金トラブル（ぼったくり）件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年次	件数	H30	1186	R1	502	R2	216	R3	106	R4	70	年次	件数	H30	211	R1	19	R2	15	R3	17	R4	15	<p>○ 客引き110番件数 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 11件 ・前年同期比 -1件 <p>○ 料金トラブル件数 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 4件 ・前年同期比 +1件
年次	件数																									
H30	1186																									
R1	502																									
R2	216																									
R3	106																									
R4	70																									
年次	件数																									
H30	211																									
R1	19																									
R2	15																									
R3	17																									
R4	15																									

項 目	内 容	備 考																		
	<p>4 「電話で『お金』詐欺」被害防止対策の推進</p> <p>(1) 認知状況 令和4年中の被害は、被害件数、被害額ともに増加した。</p> <p style="text-align: center;">「電話で『お金』詐欺」の認知件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="638 853 1489 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>85件</td> <td>72件</td> <td>41件</td> <td>88件</td> <td>100件</td> </tr> <tr> <td>被害額(約千円)</td> <td>¥124,195</td> <td>¥131,103</td> <td>¥49,360</td> <td>¥171,102</td> <td>¥329,411</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被害防止対策</p> <p>ア テレビCMやゆっぴー安心メール等による各種広報</p> <p>イ 「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンター(通称「むさし安心コール」)による押収名簿登載者等への架電</p> <p>ウ 県警ひまわり隊を活用した戸別訪問</p> <p>エ 留守番電話設定や、自動通話録音機等の設置による犯人からの電話を受けないための対策</p> <p>オ 金融機関と連携して、ATMでの携帯電話の利用を禁止することで、還付金詐欺等の被害を防止する「ストップ!ATMでの携帯電話運動」の推進</p> <p>カ ATM利用者に対する声かけ等の強化</p>		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	認知件数	85件	72件	41件	88件	100件	被害額(約千円)	¥124,195	¥131,103	¥49,360	¥171,102	¥329,411	<p>○ 「電話で『お金』詐欺」認知件数 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 23件 ・前年同期比 -23件 <p>○ 被害金額 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約5,503万円 ・前年同期比 約-7,292万円 <p>※ 「電話で『お金』詐欺」とは、平成23年5月に警察庁において「特殊詐欺」と名称を定めているが、本県では、県民によりわかりやすくという理由から平成29年10月から「振り込め詐欺等」と名称を変更し、また、振り込みの手口の減少を受けて令和2年1月から「電話で『お金』詐欺」と変更した。</p>
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年															
認知件数	85件	72件	41件	88件	100件															
被害額(約千円)	¥124,195	¥131,103	¥49,360	¥171,102	¥329,411															

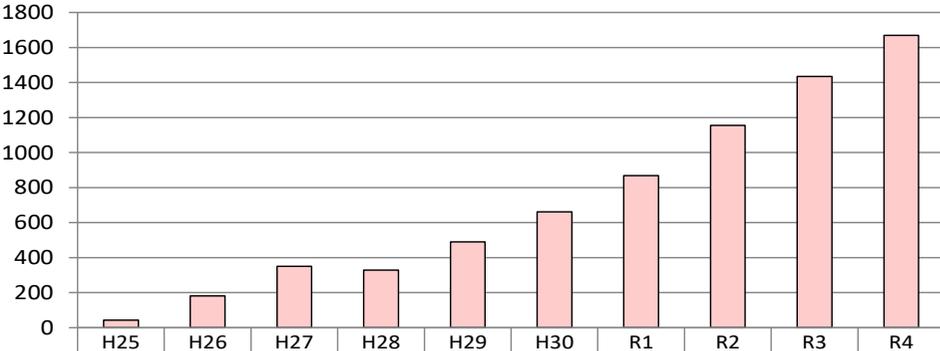
項 目	内 容										備 考																																																																																																							
	<p>5 子供・女性安全対策</p> <p>(1) わいせつ・声かけ事案の届出状況 令和4年中の子供・女性を対象とするわいせつ・声かけ事案の届出件数は、961件（前年比－89件）で、主な手口は、声かけ・つきまといが458件、迷惑防止条例違反が199件、強制・公然わいせつが134件であった。</p> <p>(2) 先制・予防的活動の推進状況 令和4年中の先制・予防的活動実績は、検挙が、迷惑防止条例違反40件、刑法犯（公然わいせつ、強制わいせつ等）47件、軽犯罪法違反12件、その他8件の合計107件で、指導・警告は、声かけ事案等合計212件であった。</p> <div data-bbox="600 683 1704 1114"> <table border="1"> <caption>届出件数・検挙・指導・警告の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>届出件数</th> <th>検挙</th> <th>指導・警告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>1,287</td> <td>106</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>令和1年</td> <td>1,113</td> <td>85</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>1,110</td> <td>126</td> <td>264</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>1,050</td> <td>111</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>961</td> <td>107</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table> </div> <table border="1" data-bbox="600 1129 1704 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">平成30年</th> <th colspan="2">令和1年</th> <th colspan="2">令和2年</th> <th colspan="2">令和3年</th> <th colspan="2">令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出件数</td> <td colspan="2">1,287</td> <td colspan="2">1,113</td> <td colspan="2">1,110</td> <td colspan="2">1,050</td> <td colspan="2">961</td> </tr> <tr> <td>検 挙</td> <td colspan="2">106</td> <td colspan="2">85</td> <td colspan="2">126</td> <td colspan="2">111</td> <td colspan="2">107</td> </tr> <tr> <td>指導・警告</td> <td colspan="2">227</td> <td colspan="2">215</td> <td colspan="2">264</td> <td colspan="2">201</td> <td colspan="2">212</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="600 1313 1704 1441"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">対策係</th> <th colspan="2">署独自</th> <th colspan="2">対策係</th> <th colspan="2">署独自</th> <th colspan="2">対策係</th> <th colspan="2">署独自</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 挙</td> <td>32</td> <td>74</td> <td>25</td> <td>60</td> <td>31</td> <td>95</td> <td>20</td> <td>91</td> <td>14</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>指導・警告</td> <td>92</td> <td>135</td> <td>72</td> <td>143</td> <td>79</td> <td>185</td> <td>40</td> <td>161</td> <td>39</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>										年	届出件数	検挙	指導・警告	平成30年	1,287	106	227	令和1年	1,113	85	215	令和2年	1,110	126	264	令和3年	1,050	111	201	令和4年	961	107	212		平成30年		令和1年		令和2年		令和3年		令和4年		届出件数	1,287		1,113		1,110		1,050		961		検 挙	106		85		126		111		107		指導・警告	227		215		264		201		212			対策係		署独自		対策係		署独自		対策係		署独自		検 挙	32	74	25	60	31	95	20	91	14	93	指導・警告	92	135	72	143	79	185	40	161	39	173	<p>○ わいせつ声かけ等の届出 （令和5年3月末現在） ・届出件数 204件 ・前年同期比 +46件 《内訳》 ・声かけ・つきまとい 107件（+40件） ・迷惑防止条例 35件（+4件） ・強制・公然わいせつ等刑法犯 31件（±0件） ・その他 31件（+2件） ※（）内は前年同期比</p> <p>○ 検挙・警告等の状況 （令和5年3月末現在） ・検挙 28件（+11件） ・指導警告 52件（+16件） ※（）内は前年同期比</p>
年	届出件数	検挙	指導・警告																																																																																																															
平成30年	1,287	106	227																																																																																																															
令和1年	1,113	85	215																																																																																																															
令和2年	1,110	126	264																																																																																																															
令和3年	1,050	111	201																																																																																																															
令和4年	961	107	212																																																																																																															
	平成30年		令和1年		令和2年		令和3年		令和4年																																																																																																									
届出件数	1,287		1,113		1,110		1,050		961																																																																																																									
検 挙	106		85		126		111		107																																																																																																									
指導・警告	227		215		264		201		212																																																																																																									
	対策係		署独自		対策係		署独自		対策係		署独自																																																																																																							
検 挙	32	74	25	60	31	95	20	91	14	93																																																																																																								
指導・警告	92	135	72	143	79	185	40	161	39	173																																																																																																								

項 目	内 容	備 考																		
第2 少年の非行防止と保護 対策の推進	<p>1 現状</p> <p style="text-align: center;">刑法犯少年の年別推移</p>  <table border="1" data-bbox="672 909 1612 1005"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 3 0</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 全国</td> <td>30,458</td> <td>26,076</td> <td>22,552</td> <td>20,399</td> <td>20,912</td> </tr> <tr> <td>● 熊本</td> <td>370</td> <td>323</td> <td>232</td> <td>242</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 令和4年中の刑法犯少年は260人（前年比+18人、+7.4%） (2) 犯罪少年は177人（前年比+16人、+9.9%）、触法少年は83人（前年比+2人、+2.5%）で、刑法犯少年は平成16年以降減少を続けていたが、令和3年から2年連続で増加 (3) 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は、11.6%（全国平均11.9%） (4) 万引きなどの初発型非行は116人で刑法犯少年全体の44.6% (5) 再非行者率は、14.6%（前年比+1.0ポイント） (6) 福祉犯の検挙人員は68人（前年比-5人、-6.8%）で、法令別では児童買春・児童ポルノ禁止法違反が32人で最も多く、次いで少年保護育成条例違反が28人 (7) いじめ相談は55件（前年比+7件、+14.6%）受理</p>		H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	■ 全国	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	● 熊本	370	323	232	242	260	<p>○ 刑法犯少年 （令和5年3月末現在） ・刑法犯少年数 64人 ・前年同期比 -5人 ・増減率 -7.2%</p> <p>※「刑法犯少年」とは、刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年の総称</p> <p>※「犯罪少年」とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年</p> <p>※「触法少年」とは、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年</p> <p>※「福祉犯」とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪</p>
	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4															
■ 全国	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912															
● 熊本	370	323	232	242	260															

項 目	内 容	備 考
	<p>2 重点事項</p> <p>(1) SNS等に起因する少年の非行及び被害防止対策の推進</p> <p>ア 広報啓発動画の配信、保護者向け啓発冊子の配布等</p> <p>イ 関係機関・団体と連携した取組の推進</p> <p>ウ SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動（令和4年中に9,129件実施）</p> <p>エ 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための広報啓発の強化</p> <p>(2) 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化</p> <p>(3) 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進</p> <p>(4) 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査・調査の推進</p> <p>(5) いじめ問題への的確な対応</p> <p>(6) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進</p>	<p>○ SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動</p> <p>（令和5年3月末現在）</p> <p>・実施件数 2,503件</p> <p>・前年同期比 +145件</p>

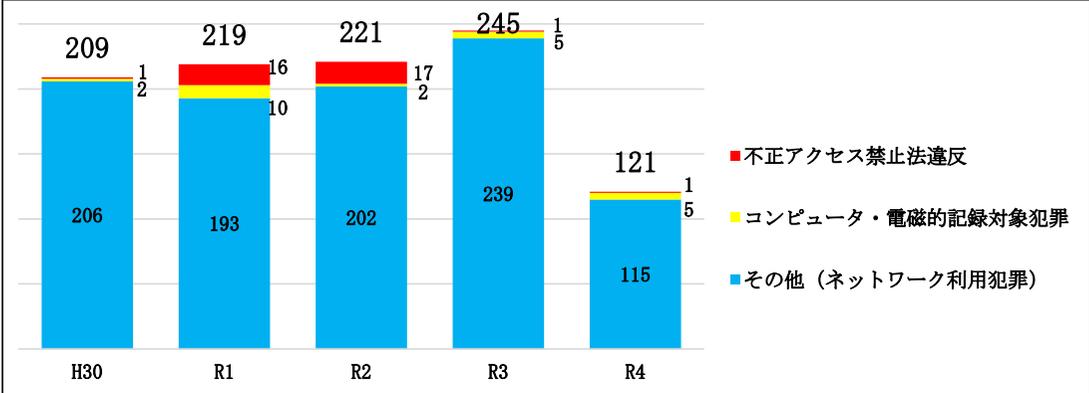
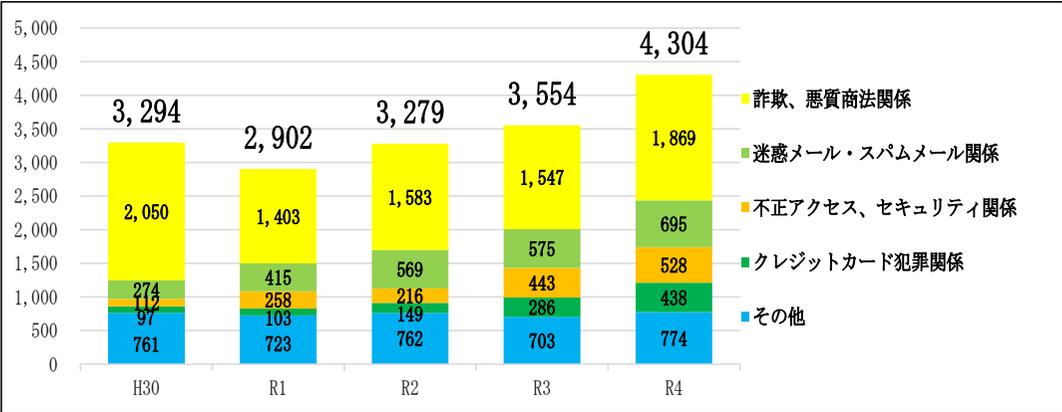
項 目	内 容	備 考																																				
第3 人身安全関連事案対策	<p>1 人身安全関連事案に対処する体制の強化</p> <p>人身安全関連事案は、事態が急展開して殺人事件等の重大事件に発展するおそれがあり、事案の危険性・切迫性を適切に見極め、検挙・保護対策等の取り得る最善の措置をとるため、「人身安全対策課」において24時間三交替の体制を構築し、被害者等の安全確保を最優先とした組織的対応を実施している。</p> <p>2 ストーカー・DV対策</p> <p>(1) ストーカー事案対応状況</p> <p>令和4年中、ストーカー事案357件（前年比-53件、-12.9%）を認知するとともに、文書警告11件、禁止命令等33件を実施し、ストーカー規制法違反で9件、住居侵入罪等の他法令で35件を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">ストーカー事案対応状況の推移</p> <table border="1" data-bbox="622 1252 1590 1449"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>294</td> <td>283</td> <td>425</td> <td>410</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>文書警告</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>禁止命令等</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>32</td> <td>36</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>ストーカー規制法検挙</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>他法令検挙</td> <td>33</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	認知件数	294	283	425	410	357	文書警告	23	23	29	14	11	禁止命令等	14	22	32	36	33	ストーカー規制法検挙	2	11	16	17	9	他法令検挙	33	19	24	37	35	<p>○ ストーカー認知件数 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 67件 ・前年同期比 -27件 ・増減率 -28.7% <p>○ ストーカー警告、検挙等 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書警告件数 0件 （-5件） ・禁止命令等 7件 （-6件） ・スト規制法検挙 3件 （±0件） ・他法令検挙 8件 （-2件） <p>※（）内は前年同期比 〔他法令検挙内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居侵入 2件 脅迫 2件 殺人未遂 1件 器物損壊 1件 暴処法 1件 銃刀法 1件
	H30	R1	R2	R3	R4																																	
認知件数	294	283	425	410	357																																	
文書警告	23	23	29	14	11																																	
禁止命令等	14	22	32	36	33																																	
ストーカー規制法検挙	2	11	16	17	9																																	
他法令検挙	33	19	24	37	35																																	

項 目	内 容	備 考																														
	<p>(2) DV事案対応状況</p> <p>令和4年中、DV事案603件（前年比－48件、－7.4％）を認知するとともに、裁判所からの保護命令が32件発せられたほか、保護命令違反1件、暴行・傷害等の他法令で80件を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">DV事案対応状況の推移</p> <table border="1" data-bbox="633 901 1624 1085"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>511</td> <td>448</td> <td>641</td> <td>651</td> <td>603</td> </tr> <tr> <td>保護命令</td> <td>28</td> <td>46</td> <td>29</td> <td>23</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>保護命令違反検挙</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>他法令検挙</td> <td>113</td> <td>102</td> <td>82</td> <td>91</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ストーカー・DV対策の推進</p> <p>ア 被害者等の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な組織的対応の徹底</p> <p>イ 警察本部への確実な速報</p> <p>ウ 通信指令システムを活用した事案の早期把握と被害者の安全確保</p> <p>エ ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチの推進</p> <p>オ 熊本県、熊本市及び合志市の配偶者暴力相談支援センター等との連携</p> <p>カ 熊本県弁護士会との協定に基づく連携</p>		H30	R1	R2	R3	R4	認知件数	511	448	641	651	603	保護命令	28	46	29	23	32	保護命令違反検挙	1	3	2	2	1	他法令検挙	113	102	82	91	80	<p>○ DV認知件数 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数 132件 ・前年同期比 -21件 ・増減率 -13.7% <p>○ DV保護命令等 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護命令件数 8件 （±0件） ・保護命令違反 0件 （±0件） ・他法令検挙 19件 （-6件） <p>※（）内は前年同期比 〔他法令検挙内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴行 14件 傷害 4件 窃盗 1件
	H30	R1	R2	R3	R4																											
認知件数	511	448	641	651	603																											
保護命令	28	46	29	23	32																											
保護命令違反検挙	1	3	2	2	1																											
他法令検挙	113	102	82	91	80																											

項 目	内 容	備 考																						
	<p>3 児童虐待防止対策</p> <p>(1) 児童虐待事案対応状況</p> <p>児童虐待事案で1,669人(前年比+234人、+16.3%)を児童相談所に通告し、保護者等による傷害事件等29件(前年比-8件、-21.6%)を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">警察から児童相談所への通告児童数の推移</p>  <table border="1" data-bbox="654 869 1668 933"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 通告児童数</td> <td>43</td> <td>181</td> <td>351</td> <td>329</td> <td>490</td> <td>662</td> <td>869</td> <td>1155</td> <td>1435</td> <td>1669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 児童虐待防止対策の推進</p> <p>ア 事案認知時の児童の直接目視による安全確認及び安全確保の徹底</p> <p>イ 警察本部への確実な速報</p> <p>ウ 児童相談所との連携強化</p> <p>(ア) 児童相談所への現職警察官の出向・派遣による警察知見を生かした重篤な児童虐待事案の未然防止</p> <p>(イ) 平成30年12月、熊本県、熊本市及び県警察本部において締結した「児童虐待事案における関係機関の情報共有に関する協定書」に基づく情報共有</p> <p>(ウ) 定期的な会議及び実戦的訓練を含めた研修の開催</p> <p>エ 市町村・学校等の関係機関との連携強化</p> <p>オ 検察庁との連携による積極的な事件化措置</p>		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	□ 通告児童数	43	181	351	329	490	662	869	1155	1435	1669	<p>○ 通告児童数 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 508人 ・前年同期比+213人 <p>○ 児童虐待事案に係る検挙件数 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 5件 ・前年同期比 +1件
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4														
□ 通告児童数	43	181	351	329	490	662	869	1155	1435	1669														

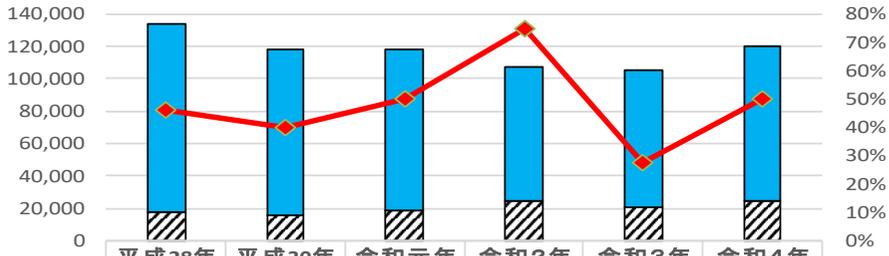
項 目	内 容	備 考																																				
<p>第4 生活環境事犯の検挙状況等</p>	<p>1 生活環境事犯検挙状況 令和4年中、生活環境事犯（経済事犯、環境事犯、風俗事犯及び秩序・諸法令違反）については、390件（前年比-24件、-5.8%）を検挙した。</p> <p style="text-align: center;">生活環境事犯検挙状況の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>生活環境事犯検挙状況の推移 (単位: 件数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>経済事犯</th> <th>環境事犯</th> <th>風俗事犯</th> <th>秩序・諸法令違反</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>75</td> <td>134</td> <td>118</td> <td>240</td> <td>564</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>129</td> <td>115</td> <td>74</td> <td>233</td> <td>531</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>125</td> <td>107</td> <td>48</td> <td>197</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>121</td> <td>102</td> <td>19</td> <td>172</td> <td>414</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>59</td> <td>76</td> <td>20</td> <td>235</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 経済事犯 □ 環境事犯 □ 風俗事犯 □ 秩序・諸法令違反</p> <p>※ 生経事犯 ～ ヤミ金融、利殖勧誘、消費者保護及び知的財産権侵害事犯等 環境事犯 ～ 廃棄物、環境・保健衛生事犯、動植物保護事犯等 風俗事犯 ～ 客引き、賭博、売春、わいせつ図画の頒布等 秩序違反 ～ 迷惑行為等防止条例（客引き以外）、軽犯罪法、酩酊者規制法違反 諸法令違反 ～ 銃刀法（拳銃以外）、民事執行法違反等</p>	年度	経済事犯	環境事犯	風俗事犯	秩序・諸法令違反	合計	H30	75	134	118	240	564	R1	129	115	74	233	531	R2	125	107	48	197	477	R3	121	102	19	172	414	R4	59	76	20	235	390	<p>○ 生活環境事犯の検挙（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 108件(-4件) ・生経事犯 ・件数 12件(-9件) ・環境事犯 ・件数 26件(-3件) ・風俗事犯 ・件数 12件(+10件) ・秩序・諸法令違反 ・件数 58件(-2件) <p>※ () 内は前年同期比</p> <p>○ 犯行ツール対策（令和4年中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座凍結依頼116件 ・前年比 +36件 ・携帯電話対策 12件 ・前年比 -11件 ・有害情報削除依頼（生経関係） 4390件 ・前年比 +1394件 <p>（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座凍結依頼 19件 ・前年同期比 -12件 ・携帯電話対策 0件 ・前年同期比 -4件 ・有害情報削除依頼（生経関係） 598件 ・前年同期比 +12件
年度	経済事犯	環境事犯	風俗事犯	秩序・諸法令違反	合計																																	
H30	75	134	118	240	564																																	
R1	129	115	74	233	531																																	
R2	125	107	48	197	477																																	
R3	121	102	19	172	414																																	
R4	59	76	20	235	390																																	

項 目	内 容				備 考																																																
	2 許可等事務				○ 営業所数等 (令和5年3月末現在) ・ 風俗営業所 2,079営業所 ・ 特定遊興飲食店営業所 3営業所 ・ 性風俗関連特殊営業所 482営業所 ・ 深夜酒類提供飲食店 1,570営業所 ・ 風俗案内所 29案内所 ・ 銃砲所持許可者 1,959人 ・ 刀剣類所持許可者 5人 ・ 警備業認定業者 111業者 ・ 探偵業者 131業者 ・ 古物(古物市場主)許可業者 7,270業者 ・ 質屋営業所 31業者																																																
	(1) 所管業務																																																				
	風俗営業、銃砲刀剣類、火薬類、警備業、探偵業、古物・質屋営業に関する許可、規制等																																																				
	(2) 営業所数等の状況																																																				
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: yellow;"> <th style="width:50%;">営業の種類</th> <th style="width:12.5%;">令和3年末</th> <th style="width:12.5%;">令和4年末</th> <th style="width:12.5%;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風俗営業所</td> <td style="text-align: center;">2,209</td> <td style="text-align: center;">2,136</td> <td style="text-align: center;">-73</td> </tr> <tr> <td>特定遊興飲食店営業所</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>性風俗関連特殊営業所</td> <td style="text-align: center;">659</td> <td style="text-align: center;">581</td> <td style="text-align: center;">-78</td> </tr> <tr> <td>深夜酒類提供飲食店</td> <td style="text-align: center;">1,770</td> <td style="text-align: center;">1,731</td> <td style="text-align: center;">-39</td> </tr> <tr> <td>風俗案内所</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>銃砲所持許可者</td> <td style="text-align: center;">1,903</td> <td style="text-align: center;">1,877</td> <td style="text-align: center;">-26</td> </tr> <tr> <td>刀剣類所持許可者</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>警備業認定業者</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>探偵業者</td> <td style="text-align: center;">128</td> <td style="text-align: center;">132</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>古物(古物市場主)許可業者</td> <td style="text-align: center;">6,733</td> <td style="text-align: center;">7,161</td> <td style="text-align: center;">428</td> </tr> <tr> <td>質屋営業所</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">-2</td> </tr> </tbody> </table>					営業の種類	令和3年末	令和4年末	増減	風俗営業所	2,209	2,136	-73	特定遊興飲食店営業所	3	3	0	性風俗関連特殊営業所	659	581	-78	深夜酒類提供飲食店	1,770	1,731	-39	風俗案内所	27	27	0	銃砲所持許可者	1,903	1,877	-26	刀剣類所持許可者	5	5	0	警備業認定業者	110	110	0	探偵業者	128	132	4	古物(古物市場主)許可業者	6,733	7,161	428	質屋営業所	37	35	-2
	営業の種類	令和3年末	令和4年末	増減																																																	
	風俗営業所	2,209	2,136	-73																																																	
	特定遊興飲食店営業所	3	3	0																																																	
	性風俗関連特殊営業所	659	581	-78																																																	
	深夜酒類提供飲食店	1,770	1,731	-39																																																	
	風俗案内所	27	27	0																																																	
	銃砲所持許可者	1,903	1,877	-26																																																	
	刀剣類所持許可者	5	5	0																																																	
	警備業認定業者	110	110	0																																																	
探偵業者	128	132	4																																																		
古物(古物市場主)許可業者	6,733	7,161	428																																																		
質屋営業所	37	35	-2																																																		
風俗営業所																																																					
特定遊興飲食店営業所																																																					
性風俗関連特殊営業所																																																					
深夜酒類提供飲食店																																																					
風俗案内所																																																					
銃砲所持許可者																																																					
刀剣類所持許可者																																																					
警備業認定業者																																																					
探偵業者																																																					
古物(古物市場主)許可業者																																																					
質屋営業所																																																					

項 目	内 容	備 考																																																																								
<p>第5 サイバー犯罪の検挙状況等</p>	<p>1 サイバー犯罪事件検挙状況 令和4年中のサイバー犯罪は、121件（前年比-124件、-50.6%）を検挙</p> <p style="text-align: center;">サイバー犯罪事件検挙状況の推移</p>  <table border="1" data-bbox="622 411 1711 804"> <caption>サイバー犯罪事件検挙状況の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>不正アクセス禁止法違反</th> <th>コンピュータ・電磁的記録対象犯罪</th> <th>その他 (ネットワーク利用犯罪)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>206</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>193</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>202</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>239</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>115</td> <td>121</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 サイバー関係相談受理状況 令和4年中のサイバー関係相談は、4,304件（前年比+750件、+21.1%）を受理</p> <p style="text-align: center;">サイバー関係相談受理状況の推移</p>  <table border="1" data-bbox="622 1011 1684 1423"> <caption>サイバー関係相談受理状況の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>詐欺、悪質商法関係</th> <th>迷惑メール・スパムメール関係</th> <th>不正アクセス、セキュリティ関係</th> <th>クレジットカード犯罪関係</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>2,050</td> <td>274</td> <td>112</td> <td>97</td> <td>761</td> <td>3,294</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>1,403</td> <td>415</td> <td>258</td> <td>103</td> <td>723</td> <td>2,902</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,583</td> <td>569</td> <td>216</td> <td>149</td> <td>762</td> <td>3,279</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,547</td> <td>575</td> <td>443</td> <td>286</td> <td>703</td> <td>3,554</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1,869</td> <td>695</td> <td>528</td> <td>438</td> <td>774</td> <td>4,304</td> </tr> </tbody> </table>	年度	不正アクセス禁止法違反	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	その他 (ネットワーク利用犯罪)	合計	H30	1	2	206	209	R1	16	10	193	219	R2	17	2	202	221	R3	1	5	239	245	R4	1	5	115	121	年度	詐欺、悪質商法関係	迷惑メール・スパムメール関係	不正アクセス、セキュリティ関係	クレジットカード犯罪関係	その他	合計	H30	2,050	274	112	97	761	3,294	R1	1,403	415	258	103	723	2,902	R2	1,583	569	216	149	762	3,279	R3	1,547	575	443	286	703	3,554	R4	1,869	695	528	438	774	4,304	<p>○ サイバー犯罪の検挙 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 49件 ・前年同期比 +16件 ・増減率 +48.5% <p>※ サイバー犯罪とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス禁止法違反 ・コンピュータ又は電磁的記録対象犯罪 ・その他（ネットワーク利用犯罪） <p>をいう。</p> <p>○ サイバー関係相談受理件数 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1,073件 ・前年同期比 +22件 ・増減率 +2.1%
年度	不正アクセス禁止法違反	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	その他 (ネットワーク利用犯罪)	合計																																																																						
H30	1	2	206	209																																																																						
R1	16	10	193	219																																																																						
R2	17	2	202	221																																																																						
R3	1	5	239	245																																																																						
R4	1	5	115	121																																																																						
年度	詐欺、悪質商法関係	迷惑メール・スパムメール関係	不正アクセス、セキュリティ関係	クレジットカード犯罪関係	その他	合計																																																																				
H30	2,050	274	112	97	761	3,294																																																																				
R1	1,403	415	258	103	723	2,902																																																																				
R2	1,583	569	216	149	762	3,279																																																																				
R3	1,547	575	443	286	703	3,554																																																																				
R4	1,869	695	528	438	774	4,304																																																																				

項 目	内 容	備 考										
第6 地域警察活動	<p>1 体制等</p> <p>地域警察官は、総員約1,000人、全警察官の約3割を占め、県民生活の安全・安心を確保するため、交番・駐在所等を拠点に、24時間体制で警察事象全般に即応する活動を展開している。</p> <p>地域警察の施設等（令和5年3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="663 555 1686 743"> <thead> <tr> <th>交番</th> <th>署所在地</th> <th>駐在所</th> <th>警備派出所</th> <th>自動車警ら班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td> <td>15</td> <td>115</td> <td>2</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交番・駐在所等の耐用年数超過割合・・・約15% 177施設中（交番、駐在所、警備派出所）26施設（交番5、駐在所21）</p> <p>2 交番相談員の配置とパトロール活動等の強化</p> <p>「パトロールを強化してほしい。」「いつも交番にいてほしい。」という相反する県民の要望に応えるため、現在、16警察署の57交番に65人の交番相談員を配置している。（令和5年3月末現在）</p> <p>交番の無人化対策を講じた上で、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失物の受理、地理案内等の業務に従事させることで、警察官によるパトロール等街頭活動の強化に努めている。</p>	交番	署所在地	駐在所	警備派出所	自動車警ら班	60	15	115	2	23	
交番	署所在地	駐在所	警備派出所	自動車警ら班								
60	15	115	2	23								

項 目	内 容	備 考																								
	<p>3 地域警察官の刑法犯検挙人員の推移と若手地域警察官の職務執行強化</p> <p>刑法犯の総検挙人員のうち、地域警察官による検挙の割合は減少傾向にあったが、令和4年は増加に転じた。30歳未満の若手地域警察官の占める割合は全地域警察官の約4割で、若手地域警察官の職務執行力強化を図るため、職務質問を始めとした各種技能向上のための実戦的訓練や研修を計画的に実施している。</p> <div data-bbox="600 555 1704 1313" style="text-align: center;"> <p>【地域警察による刑法犯検挙人員の推移】(過去5年間)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>【地域警察による刑法犯検挙人員の推移】(過去5年間)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>県内検挙人員(人)</th> <th>地域検挙人員(人)</th> <th>地域検挙人員比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>2,595</td> <td>1,625</td> <td>62.6</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>2,452</td> <td>1,508</td> <td>61.5</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>2,173</td> <td>1,294</td> <td>59.5</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>2,302</td> <td>1,364</td> <td>59.3</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>2,150</td> <td>1,320</td> <td>61.4</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年次	県内検挙人員(人)	地域検挙人員(人)	地域検挙人員比率(%)	平成30年	2,595	1,625	62.6	令和元年	2,452	1,508	61.5	令和2年	2,173	1,294	59.5	令和3年	2,302	1,364	59.3	令和4年	2,150	1,320	61.4	<p>○ 刑法犯検挙人員 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の検挙人員 586人 ・ 地域警察官の検挙人員 351人 ・ 地域警察官の検挙割合 59.9%
年次	県内検挙人員(人)	地域検挙人員(人)	地域検挙人員比率(%)																							
平成30年	2,595	1,625	62.6																							
令和元年	2,452	1,508	61.5																							
令和2年	2,173	1,294	59.5																							
令和3年	2,302	1,364	59.3																							
令和4年	2,150	1,320	61.4																							

項 目	内 容	備 考																												
第7 通信指令業務	<p>1 初動警察刷新強化とシステムの強化</p> <p>(1) 110番受理状況</p> <div data-bbox="600 343 1682 810" style="text-align: center;"> <p>110番受理件数と緊急配備検挙率 (過去5年分及び平成28年【熊本地震発生】)</p>  <table border="1" data-bbox="645 678 1601 805"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有効受理件数</td> <td>115,543</td> <td>102,060</td> <td>99,167</td> <td>82,651</td> <td>84,668</td> <td>95,381</td> </tr> <tr> <td>非有効受理件数</td> <td>18,055</td> <td>16,338</td> <td>19,229</td> <td>24,392</td> <td>20,453</td> <td>24,965</td> </tr> <tr> <td>緊急配備検挙率</td> <td>46.3%</td> <td>40.0%</td> <td>50.0%</td> <td>75.0%</td> <td>27.8%</td> <td>50.0%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>ア 令和4年中の総受理件数は、12万346件（前年比+1万5,225件【+14.5%】）、うち有効受理件数は、9万5,381件（前年比+1万713件【+12.7%】）。1日当たりの総受理件数は、約330件（前年比+42件【+14.6%】）。</p> <p>※ 令和4年は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されたため、外出規制緩和により、人の動きが活発化したため通報件数が増加したものと考えられる。</p> <p>イ 令和4年中の緊急配備発令数は、10件（前年比-8件）</p> <p>(2) 110番映像通報システムの運用</p> <p>令和4年10月1日から仮運用が始まった110番映像通報システムが本年4月1日から本実施が始まった。</p> <p>好事例～人吉警察署管内で、110番通報者から降雪によるスリップ事故・道路障害等の110番通報時に映像提供を受け、迅速に状況を把握、警察官現着前に官制センターに連絡、交通規制により後発事故を防いだ。</p> <p>※ 令和4年10月～令和5年3月末までの間の同システム総受理件数は45件</p>		平成28年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	有効受理件数	115,543	102,060	99,167	82,651	84,668	95,381	非有効受理件数	18,055	16,338	19,229	24,392	20,453	24,965	緊急配備検挙率	46.3%	40.0%	50.0%	75.0%	27.8%	50.0%	<p>○ 110番受理状況 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総受理件数 31,044件 ・前年同期比+6992件 ・有効受理件数 23,775件 ・前年同期比+4178件 ・非有効受理件数 7,269件 ・前年同期比+2814件 <p>○ 緊急配備 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発令件数 8件 ・前年同期比 +8件 ・検挙件数 2件 ・前年同期比 +2件 <p>※ 有効受理件数 事件や事故の届出等、有効な通報として取り扱った件数</p> <p>※ 非有効受理件数 いたずら電話等、有効でない通報として取り扱った件数</p>
	平成28年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																								
有効受理件数	115,543	102,060	99,167	82,651	84,668	95,381																								
非有効受理件数	18,055	16,338	19,229	24,392	20,453	24,965																								
緊急配備検挙率	46.3%	40.0%	50.0%	75.0%	27.8%	50.0%																								

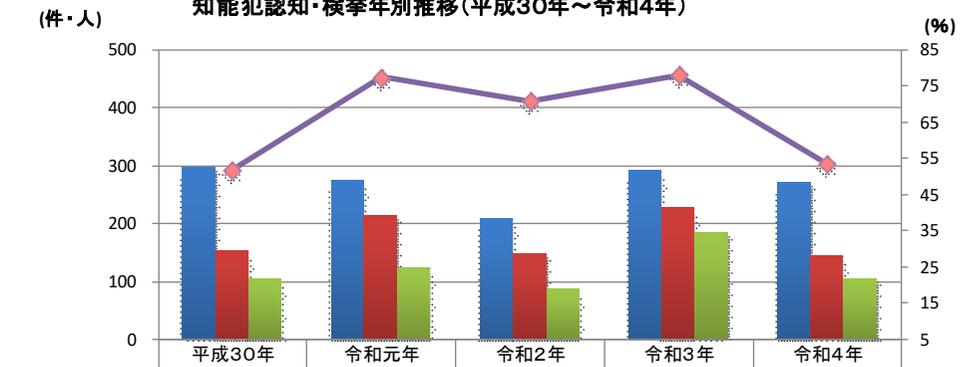
【 刑事部 】

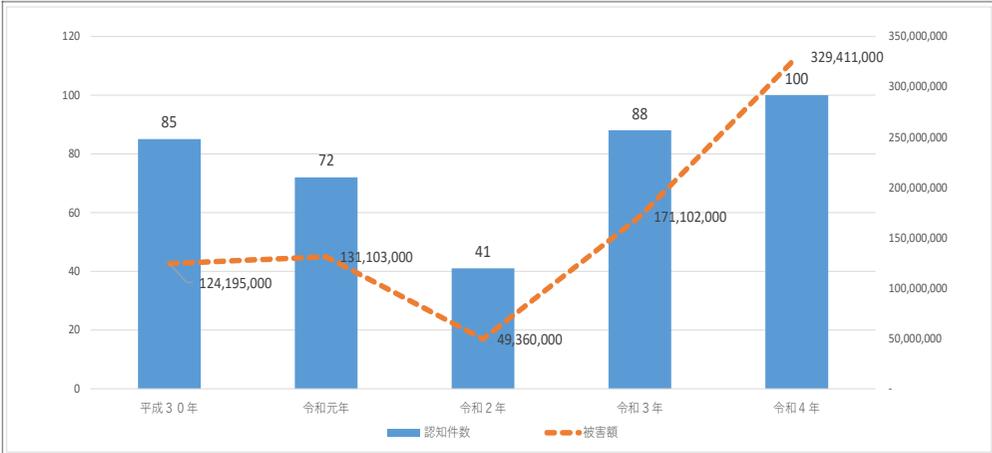
業 務 概 況

項 目	内 容	備 考																														
第1 刑法犯の検挙状況	<p>刑法犯の認知・検挙状況</p> <p>令和4年中の刑法犯認知件数は4,944件（前年比-243件、-4.7%）で、平成16年以降減少傾向が続いている。</p> <p>検挙件数は2,905件（前年比-401件、-12.1%）、検挙人員は2,150人（前年比-152人、-6.6%）、検挙率は58.8%（前年比-4.9ポイント）であった。</p> <div data-bbox="616 590 1691 1117" style="text-align: center;"> <p>刑法犯年別推移(平成30年～令和4年)</p> <table border="1" data-bbox="728 981 1601 1109"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数(件)</td> <td>6,932</td> <td>6,500</td> <td>5,081</td> <td>5,187</td> <td>4,944</td> </tr> <tr> <td>検挙件数(件)</td> <td>3,681</td> <td>3,470</td> <td>3,578</td> <td>3,306</td> <td>2,905</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>2,595</td> <td>2,453</td> <td>2,173</td> <td>2,302</td> <td>2,150</td> </tr> <tr> <td>検挙率(%)</td> <td>53.1</td> <td>53.4</td> <td>70.4</td> <td>63.7</td> <td>58.7</td> </tr> </tbody> </table> </div>		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	認知件数(件)	6,932	6,500	5,081	5,187	4,944	検挙件数(件)	3,681	3,470	3,578	3,306	2,905	検挙人員(人)	2,595	2,453	2,173	2,302	2,150	検挙率(%)	53.1	53.4	70.4	63.7	58.7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法犯認知件数 （令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数 1,380件 ・ 前年同期比 +281件 ○ 刑法犯検挙件数 （令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙件数 720件 ・ 前年同期比 -58件 ○ 刑法犯検挙人員 （令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙人員 586人 ・ 前年同期比 +57人 ○ 刑法犯検挙率 （令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙率 52.2% ・ 前年同期比 -18.6ポイント
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																											
認知件数(件)	6,932	6,500	5,081	5,187	4,944																											
検挙件数(件)	3,681	3,470	3,578	3,306	2,905																											
検挙人員(人)	2,595	2,453	2,173	2,302	2,150																											
検挙率(%)	53.1	53.4	70.4	63.7	58.7																											

項 目	内 容	備 考																																																																																																																																																																													
第2 重要犯罪の検挙状況	<p>重要犯罪の認知・検挙状況</p> <p>令和4年中の重要犯罪の認知件数は91件（前年比-17件、-15.7%）、検挙件数は83件（前年比-20件、-19.4%）、検挙人員は80人（前年比-14人、-14.9%）、検挙率は91.2%（前年比-4.2ポイント）であった。</p> <div data-bbox="600 566 1684 1082" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>重要犯罪年別推移(平成30年～令和4年)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数(件)</td> <td>104</td> <td>81</td> <td>104</td> <td>108</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>検挙件数(件)</td> <td>84</td> <td>82</td> <td>88</td> <td>103</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>79</td> <td>74</td> <td>77</td> <td>94</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>検挙率(%)</td> <td>80.8</td> <td>101.2</td> <td>84.6</td> <td>95.4</td> <td>91.2</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="600 1145 1684 1433" data-label="Table"> <table border="1"> <caption>罪種別重要犯罪の認知・検挙状況</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">認知件数</th> <th colspan="4">検挙件数</th> <th colspan="3">検挙率</th> <th colspan="4">検挙人員</th> </tr> <tr> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要犯罪総数</td> <td>91</td> <td>108</td> <td>-17</td> <td>-15.7</td> <td>83</td> <td>103</td> <td>-20</td> <td>-19.4</td> <td>91.2</td> <td>95.4</td> <td>-4.2</td> <td>80</td> <td>94</td> <td>-14</td> <td>-14.9</td> </tr> <tr> <td>殺人</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>-5</td> <td>-50.0</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>-4</td> <td>-40.0</td> <td>120.0</td> <td>100.0</td> <td>20.0</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>-2</td> <td>-28.6</td> </tr> <tr> <td>強盗</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>-2</td> <td>-28.6</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>-5</td> <td>-50.0</td> <td>100.0</td> <td>142.9</td> <td>-42.9</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>-4</td> <td>-30.8</td> </tr> <tr> <td>放火</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>9.1</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>-1</td> <td>-10.0</td> <td>75.0</td> <td>90.9</td> <td>-15.9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>-1</td> <td>-9.1</td> </tr> <tr> <td>強制性交等</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>-2</td> <td>-8.0</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>-6</td> <td>-25.0</td> <td>78.3</td> <td>96.0</td> <td>-17.7</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>略取誘拐・人身売買</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>-2</td> <td>-66.7</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>-2</td> <td>-66.7</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>-3</td> <td>-100.0</td> </tr> <tr> <td>強制わいせつ</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>-7</td> <td>-13.5</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>-2</td> <td>-4.3</td> <td>97.8</td> <td>88.5</td> <td>9.3</td> <td>36</td> <td>42</td> <td>-6</td> <td>-14.3</td> </tr> </tbody> </table> </div>		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	認知件数(件)	104	81	104	108	91	検挙件数(件)	84	82	88	103	83	検挙人員(人)	79	74	77	94	80	検挙率(%)	80.8	101.2	84.6	95.4	91.2		認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	令和04年	令和03年	増減	%	重要犯罪総数	91	108	-17	-15.7	83	103	-20	-19.4	91.2	95.4	-4.2	80	94	-14	-14.9	殺人	5	10	-5	-50.0	6	10	-4	-40.0	120.0	100.0	20.0	5	7	-2	-28.6	強盗	5	7	-2	-28.6	5	10	-5	-50.0	100.0	142.9	-42.9	9	13	-4	-30.8	放火	12	11	1	9.1	9	10	-1	-10.0	75.0	90.9	-15.9	10	11	-1	-9.1	強制性交等	23	25	-2	-8.0	18	24	-6	-25.0	78.3	96.0	-17.7	20	18	2	11.1	略取誘拐・人身売買	1	3	-2	-66.7	1	3	-2	-66.7	100.0	100.0	0.0	0	3	-3	-100.0	強制わいせつ	45	52	-7	-13.5	44	46	-2	-4.3	97.8	88.5	9.3	36	42	-6	-14.3	<p>○ 重要犯罪認知件数（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知件数 37件 前年同期比 +17件 <p>○ 重要犯罪検挙件数（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 検挙件数 28件 前年同期比 +5件 <p>○ 重要犯罪検挙人員（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 検挙人員 21人 前年同期比 -4人 <p>○ 重要犯罪検挙率（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 検挙率 75.7% 前年同期比 -39.3ポイント <p>※ 重要犯罪 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。</p>
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																																																																																																																																										
認知件数(件)	104	81	104	108	91																																																																																																																																																																										
検挙件数(件)	84	82	88	103	83																																																																																																																																																																										
検挙人員(人)	79	74	77	94	80																																																																																																																																																																										
検挙率(%)	80.8	101.2	84.6	95.4	91.2																																																																																																																																																																										
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																																																																																			
	令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	令和04年	令和03年	増減	%																																																																																																																																																																
重要犯罪総数	91	108	-17	-15.7	83	103	-20	-19.4	91.2	95.4	-4.2	80	94	-14	-14.9																																																																																																																																																																
殺人	5	10	-5	-50.0	6	10	-4	-40.0	120.0	100.0	20.0	5	7	-2	-28.6																																																																																																																																																																
強盗	5	7	-2	-28.6	5	10	-5	-50.0	100.0	142.9	-42.9	9	13	-4	-30.8																																																																																																																																																																
放火	12	11	1	9.1	9	10	-1	-10.0	75.0	90.9	-15.9	10	11	-1	-9.1																																																																																																																																																																
強制性交等	23	25	-2	-8.0	18	24	-6	-25.0	78.3	96.0	-17.7	20	18	2	11.1																																																																																																																																																																
略取誘拐・人身売買	1	3	-2	-66.7	1	3	-2	-66.7	100.0	100.0	0.0	0	3	-3	-100.0																																																																																																																																																																
強制わいせつ	45	52	-7	-13.5	44	46	-2	-4.3	97.8	88.5	9.3	36	42	-6	-14.3																																																																																																																																																																

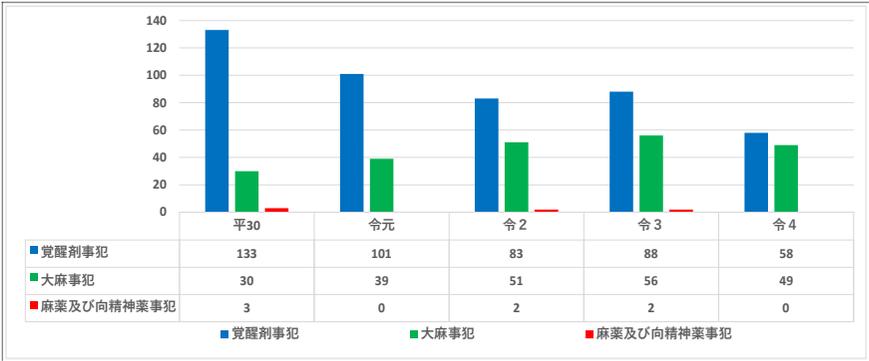
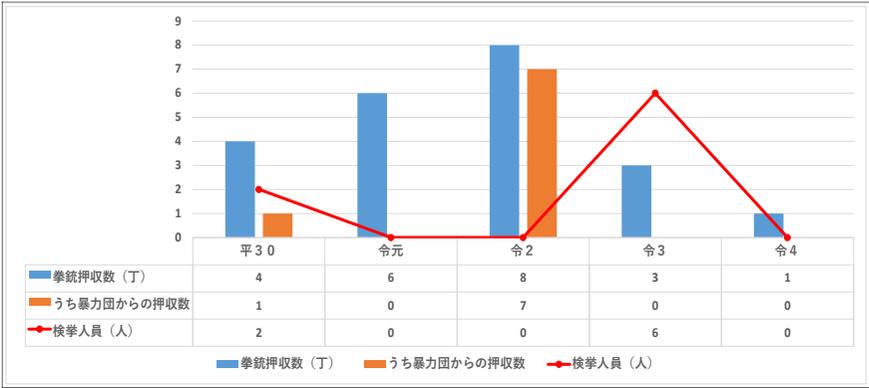
項 目	内 容	備 考																																																																																																																																													
<p>第3 重要窃盗犯の検挙状況</p>	<p>重要窃盗犯の認知・検挙状況</p> <p>令和4年中の重要窃盗犯の認知件数は244件（前年比-116件、-32.2%）、検挙件数は188件（前年比-125件、-39.9%）、検挙人員は67人（前年比-46人、-40.7%）、検挙率は77.0%（前年比-9.9ポイント）であった。</p> <div data-bbox="586 518 1691 1066" style="text-align: center;"> <p>重要窃盗犯年別推移(平成30年～令和4年)</p> <table border="1" data-bbox="712 906 1556 1040"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数(件)</td> <td>584</td> <td>481</td> <td>397</td> <td>360</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>検挙件数(件)</td> <td>395</td> <td>461</td> <td>227</td> <td>313</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>141</td> <td>135</td> <td>116</td> <td>113</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>検挙率(%)</td> <td>67.6</td> <td>95.8</td> <td>57.2</td> <td>86.9</td> <td>77.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="600 1104 1691 1337" style="text-align: center;"> <p>罪種別重要窃盗犯の認知・検挙状況等</p> <table border="1" data-bbox="600 1136 1691 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">認知件数</th> <th colspan="4">検挙件数</th> <th colspan="3">検挙率</th> <th colspan="4">検挙人員</th> </tr> <tr> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>%</th> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>令和04年</th> <th>令和03年</th> <th>増減</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要窃盗犯総数</td> <td>244</td> <td>360</td> <td>-116</td> <td>-32.2</td> <td>188</td> <td>313</td> <td>-125</td> <td>-39.9</td> <td>77.0</td> <td>86.9</td> <td>-9.9</td> <td>67</td> <td>113</td> <td>-46</td> <td>-40.7</td> </tr> <tr> <td>侵入盗</td> <td>228</td> <td>340</td> <td>-112</td> <td>-32.9</td> <td>171</td> <td>295</td> <td>-124</td> <td>-42.0</td> <td>75.0</td> <td>86.8</td> <td>-11.8</td> <td>57</td> <td>97</td> <td>-40</td> <td>-41.2</td> </tr> <tr> <td>自動車盗</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>-5</td> <td>-41.7</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>22.2</td> <td>157.1</td> <td>75.0</td> <td>82.1</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>-1</td> <td>-16.7</td> </tr> <tr> <td>ひったくり</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>50.0</td> <td>100.0</td> <td>-50.0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>-1</td> <td>-100.0</td> </tr> <tr> <td>すり</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>-3</td> <td>-37.5</td> <td>71.4</td> <td>114.3</td> <td>-42.9</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>-4</td> <td>-44.4</td> </tr> </tbody> </table> </div>		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	認知件数(件)	584	481	397	360	244	検挙件数(件)	395	461	227	313	188	検挙人員(人)	141	135	116	113	67	検挙率(%)	67.6	95.8	57.2	86.9	77.0		認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	令和04年	令和03年	増減	%	重要窃盗犯総数	244	360	-116	-32.2	188	313	-125	-39.9	77.0	86.9	-9.9	67	113	-46	-40.7	侵入盗	228	340	-112	-32.9	171	295	-124	-42.0	75.0	86.8	-11.8	57	97	-40	-41.2	自動車盗	7	12	-5	-41.7	11	9	2	22.2	157.1	75.0	82.1	5	6	-1	-16.7	ひったくり	2	1	1	100.0	1	1	0	0.0	50.0	100.0	-50.0	0	1	-1	-100.0	すり	7	7	0	0.0	5	8	-3	-37.5	71.4	114.3	-42.9	5	9	-4	-44.4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要窃盗犯認知件数（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数 65件 ・ 前年同期比 +25件 ○ 重要窃盗犯検挙件数（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙件数 49件 ・ 前年同期比 -7件 ○ 重要窃盗犯検挙人員（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙人員 22人 ・ 前年同期比 +6人 ○ 重要窃盗犯検挙率（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙率 75.4% ・ 前年同期比 -64.6ポイント <p>※ 重要窃盗犯 身体被害のおそれのある侵入盗、ひったくり及びすりに加え、二次犯罪に利用されるおそれのある自動車盗をいう。</p>
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																																																																																																										
認知件数(件)	584	481	397	360	244																																																																																																																																										
検挙件数(件)	395	461	227	313	188																																																																																																																																										
検挙人員(人)	141	135	116	113	67																																																																																																																																										
検挙率(%)	67.6	95.8	57.2	86.9	77.0																																																																																																																																										
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																																																			
	令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	%	令和04年	令和03年	増減	令和04年	令和03年	増減	%																																																																																																																																
重要窃盗犯総数	244	360	-116	-32.2	188	313	-125	-39.9	77.0	86.9	-9.9	67	113	-46	-40.7																																																																																																																																
侵入盗	228	340	-112	-32.9	171	295	-124	-42.0	75.0	86.8	-11.8	57	97	-40	-41.2																																																																																																																																
自動車盗	7	12	-5	-41.7	11	9	2	22.2	157.1	75.0	82.1	5	6	-1	-16.7																																																																																																																																
ひったくり	2	1	1	100.0	1	1	0	0.0	50.0	100.0	-50.0	0	1	-1	-100.0																																																																																																																																
すり	7	7	0	0.0	5	8	-3	-37.5	71.4	114.3	-42.9	5	9	-4	-44.4																																																																																																																																

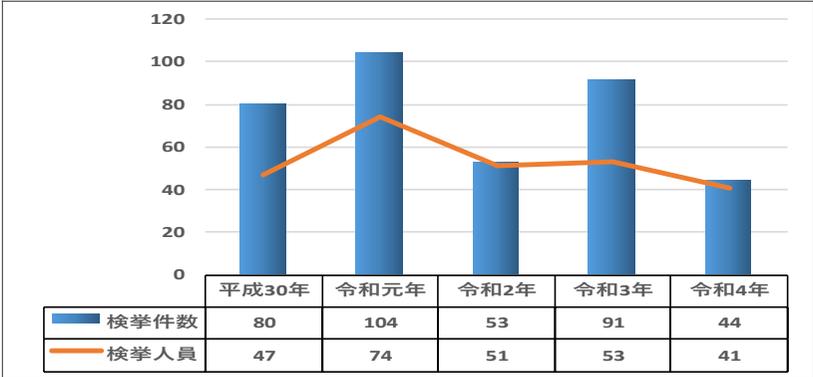
項 目	内 容	備 考																														
第4 知能犯の検挙状況	<p>知能犯事件の認知・検挙状況</p> <p>令和4年中の知能犯事件の認知件数は269件（前年比-23件、-7.9%）、検挙件数は144件（前年比-84件、-36.8%）、検挙人員は105人（前年比-78人、-42.6%）、検挙率は53.5%（前年比-24.6ポイント）であった。</p> <div data-bbox="586 555 1691 1082" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">知能犯認知・検挙年別推移(平成30年～令和4年)</p>  <table border="1" data-bbox="705 949 1601 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数(件)</td> <td>295</td> <td>274</td> <td>209</td> <td>292</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>検挙件数(件)</td> <td>153</td> <td>212</td> <td>148</td> <td>228</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>検挙人員(人)</td> <td>105</td> <td>124</td> <td>87</td> <td>183</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>検挙率(%)</td> <td>51.9</td> <td>77.4</td> <td>70.8</td> <td>78.1</td> <td>53.5</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※ 主な新型コロナウイルス関連事件の検挙（令和4年中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続化給付金詐欺事件 検挙件数24件、検挙人員28人 ○ 雇用調整助成金等詐欺事件 検挙件数3件、検挙人員3人 		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	認知件数(件)	295	274	209	292	269	検挙件数(件)	153	212	148	228	144	検挙人員(人)	105	124	87	183	105	検挙率(%)	51.9	77.4	70.8	78.1	53.5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知能犯認知件数（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知件数 120件 ・ 前年同期比 +26件 ○ 知能犯検挙件数（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙件数 41件 ・ 前年同期比 +12件 ○ 知能犯検挙人員（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙人員 42人 ・ 前年同期比 +20人 ○ 知能犯事件検挙率（令和5年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙率 40.2% ・ 前年同期比 +2.0ポイント <p>※ 知能犯事件 詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、支払用カード偽造、有価証券偽造、印章偽造、増収賄、職権濫用、あっせん利得処罰法、背任をいう。</p>
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																											
認知件数(件)	295	274	209	292	269																											
検挙件数(件)	153	212	148	228	144																											
検挙人員(人)	105	124	87	183	105																											
検挙率(%)	51.9	77.4	70.8	78.1	53.5																											

項 目	内 容	備 考																																																										
第5 組織犯罪対策の推進	<p>1 特殊詐欺（電話で『お金』詐欺）事件の認知・検挙状況</p> <p>令和4年中の特殊詐欺の認知件数は100件（前年比+12件、+13.6%）、被害額の総額は約3億2,900万円（前年比+約1億5,800万円、+92.5%）、検挙件数は41件（前年比+16件、+64%）、検挙人員は9人（前年比±0人）であった。</p> <p>助長犯の検挙件数は44件（前年比+4件、+10%）、検挙人員は34人（前年比+3件、+9.6%）であった。</p> <p style="text-align: center;">【特殊詐欺認知・検挙状況】</p> <table border="1" data-bbox="656 635 1648 823"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31/R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>85</td> <td>72</td> <td>41</td> <td>88</td> <td>100</td> <td>+12</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>被害額（概数）</td> <td>1.23億円</td> <td>1.31億円</td> <td>4,936万円</td> <td>1.71億円</td> <td>3.29億円</td> <td>+1.58億円</td> <td>92.5%</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>31</td> <td>96</td> <td>33</td> <td>25</td> <td>41</td> <td>+16</td> <td>64.0%</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【特殊詐欺被害状況】</p>  <table border="1" data-bbox="656 932 1648 1385"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>認知件数</th> <th>被害額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>85</td> <td>124,195,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>72</td> <td>131,103,000</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>41</td> <td>49,360,000</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>88</td> <td>171,102,000</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>100</td> <td>329,411,000</td> </tr> </tbody> </table>		H30	H31/R1	R2	R3	R4	増減数	増減率	認知件数	85	72	41	88	100	+12	13.6%	被害額（概数）	1.23億円	1.31億円	4,936万円	1.71億円	3.29億円	+1.58億円	92.5%	検挙件数	31	96	33	25	41	+16	64.0%	検挙人員	20	16	9	9	9	0	0.0%	年次	認知件数	被害額	平成30年	85	124,195,000	令和元年	72	131,103,000	令和2年	41	49,360,000	令和3年	88	171,102,000	令和4年	100	329,411,000	<p>○ 特殊詐欺検挙件数（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙件数 3件 ・ 前年同期比 +3件 <p>○ 特殊詐欺検挙人員（令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙人員 2人 ・ 前年同期比 +2人 <p>※ 電話で『お金』詐欺 令和2年1月から、当県警では、特殊詐欺について県民に対する広報啓発を行う際は、「振り込め詐欺等」から「電話で『お金』詐欺」と用語を変更した。</p> <p>※ 助長犯 特殊詐欺を助長する口座開設詐欺、携帯電話端末詐欺、通帳等譲渡し等の犯罪をいう。</p>
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	増減数	増減率																																																					
認知件数	85	72	41	88	100	+12	13.6%																																																					
被害額（概数）	1.23億円	1.31億円	4,936万円	1.71億円	3.29億円	+1.58億円	92.5%																																																					
検挙件数	31	96	33	25	41	+16	64.0%																																																					
検挙人員	20	16	9	9	9	0	0.0%																																																					
年次	認知件数	被害額																																																										
平成30年	85	124,195,000																																																										
令和元年	72	131,103,000																																																										
令和2年	41	49,360,000																																																										
令和3年	88	171,102,000																																																										
令和4年	100	329,411,000																																																										

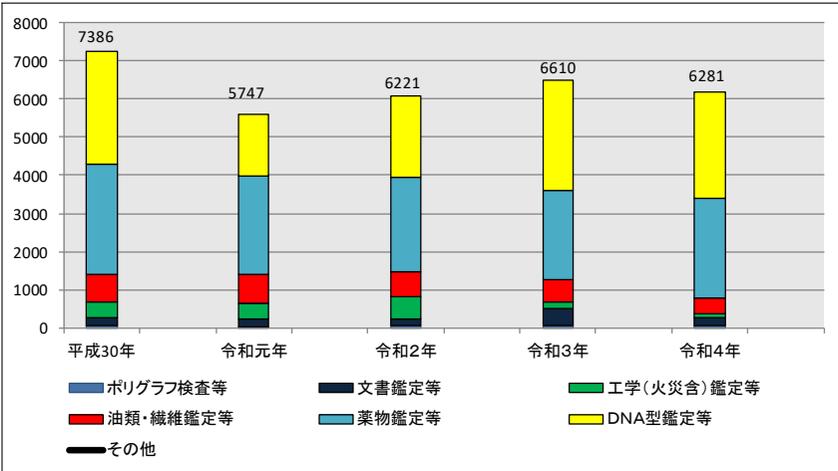
項 目	内 容	備 考																		
	<p>2 暴力団対策</p> <p>(1) 暴力団情勢</p> <p>県内の暴力団勢力については、令和4年末現在、21組織、約360人で、うち六代目山口組系、神戸山口組系及び道仁会系の構成員等が全勢力の約73%を占めている。</p> <p>全国では、指定暴力団六代目山口組の分裂に伴う対立抗争に起因するとみられる事件が発生しており、本県においても、令和元年1月に熊本市中央区において、六代目山口組と神戸山口組の間の対立抗争に起因するとみられる殺人未遂事件が発生し、被疑者2人を検挙した。</p> <p>警察では、「暴力団等犯罪組織の壊滅に向けた総合的な対策の推進」を重点に掲げ、暴力団犯罪の取締りを徹底するとともに、暴力団対策法や暴力団排除条例を効果的に運用し、官民一体となった暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を推進している。</p> <p>(2) 暴力団犯罪の検挙状況等</p> <p>令和4年中の暴力団犯罪の検挙件数は100件（前年比-73件、-42%）、検挙人員は114人（前年比-25人、-17.9%）であった。</p> <p style="text-align: center;">【暴力団犯罪の検挙状況】</p>  <table border="1" data-bbox="763 1331 1485 1409"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td> <td>225</td> <td>203</td> <td>237</td> <td>173</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>199</td> <td>171</td> <td>161</td> <td>139</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	検挙件数	225	203	237	173	100	検挙人員	199	171	161	139	114	<p>○ 暴力団勢力 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織数 20組織 ・ 構成員等の数 約360人 <p>○ 暴力団犯罪検挙件数 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙件数 24件 ・ 前年同期比 +5件 <p>○ 暴力団犯罪検挙人員 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検挙人員 21人 ・ 前年同期比 +6人
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年															
検挙件数	225	203	237	173	100															
検挙人員	199	171	161	139	114															

項 目	内 容	備 考
	<p>(3) 暴力団対策法及び熊本県暴力団排除条例の運用状況</p> <p>ア 令和4年中の暴力団対策法の適用 賞揚等禁止命令 1件</p> <p>イ 令和4年中の熊本県暴力団排除条例の適用 勧告 14件</p> <p>(4) 暴力団排除対策の取組状況</p> <p>ア 「平成28年熊本地震」、「令和2年7月豪雨災害」に係る復旧・復興事業からの暴力団排除の推進 復興事業に人材派遣や下請け参入などで介入・関与するおそれがあることから国、県、関係団体に対して暴力団排除の申入れを行い、関係機関との情報共有を図りながら災害復興事業からの暴力団排除を推進している。</p> <p>イ JASM新築工事暴力団等排除対策協議会の発足 TSMC（台湾積体電路製造）の進出に伴い建設される工場の新築工事から暴力団等を排除すべく、TSMCの子会社であるJASM株式会社などに申し入れを行った結果、令和4年11月17日、「JASM新築工事暴力団等排除対策協議会」が発足された。 警察としては、同協議会を通じて、暴力団等の排除及び不当要求の未然防止のための活動を推進するとともに、発生事案に対する迅速・的確な対応等を行うこととしている。</p>	<p>○ 暴力団対策法、暴排条例に基づく行政命令の発出 (令和5年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴対法適用なし ・ 暴排条例の適用なし <p>○ JASMについて TSMCが株式の過半数を出資し、ソニー株式会社の子会社であるソニーセミコンダクタソリューションズと株式会社デンソーが少数株主として参画する合弁会社</p>

項 目	内 容	備 考																																																
第6 国際・薬物銃器対策 の推進	<p>1 薬物・銃器対策</p> <p>(1) 薬物事犯の検挙状況</p> <p>令和4年中の薬物事犯の検挙人員は107人（前年比－39人）で、うち覚醒剤事犯は58人（前年比－30人）、大麻事犯は49人（前年比－7人）、麻薬及び向精神薬事犯は0人（前年比－2人）であった。</p> <p>【薬物事犯の検挙状況（人員）】</p>  <table border="1" data-bbox="734 742 1563 853"> <thead> <tr> <th></th> <th>平30</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覚醒剤事犯</td> <td>133</td> <td>101</td> <td>83</td> <td>88</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>大麻事犯</td> <td>30</td> <td>39</td> <td>51</td> <td>56</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>麻薬及び向精神薬事犯</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 銃器押収状況</p> <p>令和4年中の銃器押収は1丁（前年比－2丁）であり、すべて拳銃の押収であった。</p> <p>【拳銃の押収状況】</p>  <table border="1" data-bbox="734 1284 1563 1396"> <thead> <tr> <th></th> <th>平30</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拳銃押収数（丁）</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>うち暴力団からの押収数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>検挙人員（人）</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平30	令元	令2	令3	令4	覚醒剤事犯	133	101	83	88	58	大麻事犯	30	39	51	56	49	麻薬及び向精神薬事犯	3	0	2	2	0		平30	令元	令2	令3	令4	拳銃押収数（丁）	4	6	8	3	1	うち暴力団からの押収数	1	0	7	0	0	検挙人員（人）	2	0	0	6	0	<p>○ 薬物事犯の検挙状況 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 覚醒剤事犯 11人 大麻事犯 7人 麻薬等事犯 0人 <p>○ 銃器事犯検挙状況 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 押収丁数 1丁 検挙人員 0人
	平30	令元	令2	令3	令4																																													
覚醒剤事犯	133	101	83	88	58																																													
大麻事犯	30	39	51	56	49																																													
麻薬及び向精神薬事犯	3	0	2	2	0																																													
	平30	令元	令2	令3	令4																																													
拳銃押収数（丁）	4	6	8	3	1																																													
うち暴力団からの押収数	1	0	7	0	0																																													
検挙人員（人）	2	0	0	6	0																																													

項 目	内 容	備 考																																																																																																																																																																																																																							
	<p>2 来日外国人対策 来日外国人犯罪の検挙状況</p> <p>令和4年中の来日外国人犯罪の検挙件数は44件（前年比－47件）で、検挙人員は41人（前年比－12人）であった。</p> <p>国籍別で見ると、検挙人員はベトナム人が24人（検挙人員の約58％）で最も多く、罪種別では入管法違反14人（検挙人員の約34％）が最も多い。</p> <p style="text-align: center;">【来日外国人犯罪の検挙状況】</p>  <table border="1" data-bbox="752 852 1498 954"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td> <td>80</td> <td>104</td> <td>53</td> <td>91</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>47</td> <td>74</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【国籍別の検挙人員】</p> <table border="1" data-bbox="712 1002 1525 1426"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国籍別</th> <th colspan="2">平成30年</th> <th colspan="2">令和元年</th> <th colspan="2">令和2年</th> <th colspan="2">令和3年</th> <th colspan="2">令和4年</th> </tr> <tr> <th>刑法犯</th> <th>特別法犯</th> <th>刑法犯</th> <th>特別法犯</th> <th>刑法犯</th> <th>特別法犯</th> <th>刑法犯</th> <th>特別法犯</th> <th>刑法犯</th> <th>特別法犯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>47</td> <td>20</td> <td>31</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>アジア州</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>46</td> <td>17</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ州</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南北アメリカ州</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アフリカ州</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オセアニア州</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>検挙人員合計</td> <td>47</td> <td>74</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	検挙件数	80	104	53	91	44	検挙人員	47	74	51	53	41	国籍別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		刑法犯	特別法犯	合 計	22	25	27	47	20	31	27	26	22	19	アジア州	21	24	26	46	17	31	21	25	21	18	ベトナム	8	10	11	20	8	17	13	12	15	9	中国	12	8	11	4	6	7	5	1	3	2	ネパール				13				6		1	フィリピン			3	2		1	1	5	1	1	その他	1	6	1	7	3	6	2	1	2	5	ヨーロッパ州					1		2				イギリス					1						その他							2				南北アメリカ州		1	1	1	1		4	1	1		アメリカ		1			1		2	1	1		その他			1	1			2				アフリカ州	1				1						オセアニア州										1	検挙人員合計	47	74	51	53	41						<p>○来日外国人犯罪の検挙状況 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 検挙件数 12件 検挙人員 9人 <p>※ 通訳体制 （令和5年3月末現在） 部内通訳要員 英語、北京語、韓国語等 ～ 9言語65人 民間通訳要員 タガログ語、タイ語、ベトナム語等 ～ 25言語138人</p>								
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																																																																																																																																																																																				
検挙件数	80	104	53	91	44																																																																																																																																																																																																																				
検挙人員	47	74	51	53	41																																																																																																																																																																																																																				
国籍別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年																																																																																																																																																																																																																
	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯																																																																																																																																																																																																															
合 計	22	25	27	47	20	31	27	26	22	19																																																																																																																																																																																																															
アジア州	21	24	26	46	17	31	21	25	21	18																																																																																																																																																																																																															
ベトナム	8	10	11	20	8	17	13	12	15	9																																																																																																																																																																																																															
中国	12	8	11	4	6	7	5	1	3	2																																																																																																																																																																																																															
ネパール				13				6		1																																																																																																																																																																																																															
フィリピン			3	2		1	1	5	1	1																																																																																																																																																																																																															
その他	1	6	1	7	3	6	2	1	2	5																																																																																																																																																																																																															
ヨーロッパ州					1		2																																																																																																																																																																																																																		
イギリス					1																																																																																																																																																																																																																				
その他							2																																																																																																																																																																																																																		
南北アメリカ州		1	1	1	1		4	1	1																																																																																																																																																																																																																
アメリカ		1			1		2	1	1																																																																																																																																																																																																																
その他			1	1			2																																																																																																																																																																																																																		
アフリカ州	1				1																																																																																																																																																																																																																				
オセアニア州										1																																																																																																																																																																																																															
検挙人員合計	47	74	51	53	41																																																																																																																																																																																																																				

項 目	内 容	備 考																																																												
第7 鑑識活動	<p>1 現場鑑識活動（鑑識専務員）</p> <p>令和4年中の現場鑑識活動（交通事故、変死を除く。）件数は2,723件で、内訳は重要犯罪62件、重要窃盗犯223件、その他の犯罪2,438件であった。</p> <p>2 過去5年間の鑑識活動の推移</p> <p>(1) 現場臨場件数</p> <table border="1" data-bbox="656 531 1664 836"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刑法犯認知件数</td> <td>6,932</td> <td>6,498</td> <td>5,081</td> <td>5,187</td> <td>4,944</td> </tr> <tr> <td>現場臨場件数</td> <td>3,669</td> <td>3,433</td> <td>3,016</td> <td>2,920</td> <td>2,723</td> </tr> <tr> <td> 重要犯罪臨場件数</td> <td>114</td> <td>95</td> <td>107</td> <td>93</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td> 重要窃盗犯臨場件数</td> <td>522</td> <td>438</td> <td>354</td> <td>320</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td> その他の犯罪臨場件数</td> <td>3,033</td> <td>2,900</td> <td>2,555</td> <td>2,507</td> <td>2,438</td> </tr> <tr> <td>現場臨場率</td> <td>53%</td> <td>53%</td> <td>59%</td> <td>56%</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 現場臨場件数については、鑑識専務員による現場臨場件数のみを計上</p> <p>(2) 似顔絵作成事件数及び警察犬出動件数</p> <p>ア 令和4年中の捜査用似顔絵の作成事件数は90件で、強制わいせつ事件等合計10事件で被疑者の割出しや裏付けに効果があった。</p> <p>イ 令和4年中の主な警察犬の出動については、5月の南小国町における老女の行方不明事案、8月の八代市国見岳における行方不明事案等に従事した。</p> <table border="1" data-bbox="656 1190 1673 1347"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>似顔絵作成事件数</td> <td>145</td> <td>114</td> <td>103</td> <td>101</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>警察犬出動件数</td> <td>54</td> <td>75</td> <td>50</td> <td>44</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 警察犬出動件数については、直轄犬・嘱託犬両方の出動件数の総数を計上</p>	区分 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	刑法犯認知件数	6,932	6,498	5,081	5,187	4,944	現場臨場件数	3,669	3,433	3,016	2,920	2,723	重要犯罪臨場件数	114	95	107	93	62	重要窃盗犯臨場件数	522	438	354	320	223	その他の犯罪臨場件数	3,033	2,900	2,555	2,507	2,438	現場臨場率	53%	53%	59%	56%	55%	区分 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	似顔絵作成事件数	145	114	103	101	90	警察犬出動件数	54	75	50	44	59	<p>現場鑑識活動 （令和5年3月末現在）</p> <p>○ 現場臨場件数 820件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち重要犯罪 23件 ・うち重要窃盗犯 60件 ・その他 737件 <p>○ 似顔絵作成事件数 19件</p> <p>○ 警察犬出動件数 10件</p>
区分 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																									
刑法犯認知件数	6,932	6,498	5,081	5,187	4,944																																																									
現場臨場件数	3,669	3,433	3,016	2,920	2,723																																																									
重要犯罪臨場件数	114	95	107	93	62																																																									
重要窃盗犯臨場件数	522	438	354	320	223																																																									
その他の犯罪臨場件数	3,033	2,900	2,555	2,507	2,438																																																									
現場臨場率	53%	53%	59%	56%	55%																																																									
区分 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																									
似顔絵作成事件数	145	114	103	101	90																																																									
警察犬出動件数	54	75	50	44	59																																																									

項 目	内 容	備 考																																																						
第8 科学捜査研究所の活動	<p>1 鑑定業務の概要</p> <p>令和4年中の鑑定件数は、6,281件（前年比-329件）であった。</p> <p style="text-align: center;">【鑑定区分別の鑑定件数】</p>  <table border="1" data-bbox="712 1053 1550 1308"> <thead> <tr> <th>鑑定区分</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリグラフ検査等</td> <td>57</td> <td>41</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>文書鑑定等</td> <td>219</td> <td>186</td> <td>173</td> <td>441</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>工学(火災含)鑑定等</td> <td>396</td> <td>409</td> <td>569</td> <td>189</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>油類・繊維鑑定等</td> <td>713</td> <td>751</td> <td>653</td> <td>591</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>薬物鑑定等</td> <td>2893</td> <td>2594</td> <td>2483</td> <td>2321</td> <td>2638</td> </tr> <tr> <td>DNA型鑑定等</td> <td>2977</td> <td>1634</td> <td>2150</td> <td>2887</td> <td>2791</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>131</td> <td>132</td> <td>123</td> <td>131</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7386</td> <td>5747</td> <td>6221</td> <td>6610</td> <td>6281</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) その他については、画像解析、顔画像鑑定を含めた件数をいう</p>	鑑定区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	ポリグラフ検査等	57	41	70	50	47	文書鑑定等	219	186	173	441	228	工学(火災含)鑑定等	396	409	569	189	86	油類・繊維鑑定等	713	751	653	591	408	薬物鑑定等	2893	2594	2483	2321	2638	DNA型鑑定等	2977	1634	2150	2887	2791	その他	131	132	123	131	83	合 計	7386	5747	6221	6610	6281	<p>○ 鑑定受理件数 （令和5年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリグラフ検査等 ～10件 ・文書鑑定等 ～85件 ・工学（火災含）鑑定等 ～16件 ・油類・繊維鑑定等 ～88件 ・薬物鑑定等 ～843件 ・DNA型鑑定等～787件 ・その他 ～27件
鑑定区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																			
ポリグラフ検査等	57	41	70	50	47																																																			
文書鑑定等	219	186	173	441	228																																																			
工学(火災含)鑑定等	396	409	569	189	86																																																			
油類・繊維鑑定等	713	751	653	591	408																																																			
薬物鑑定等	2893	2594	2483	2321	2638																																																			
DNA型鑑定等	2977	1634	2150	2887	2791																																																			
その他	131	132	123	131	83																																																			
合 計	7386	5747	6221	6610	6281																																																			

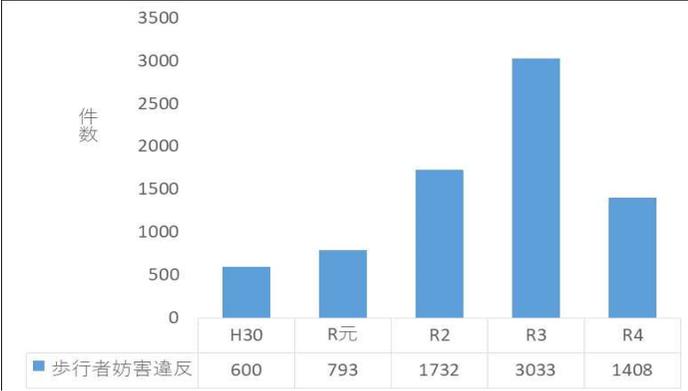
「交通部」

業 務 概 況

項 目	内 容	備 考																																																												
<p>第1 交通事故情勢</p>	<p>1 交通事故の発生状況</p> <p>(1) 交通事故の推移</p> <p>令和4年中の交通事故発生件数及び負傷者数は前年から減少したものの、死者数は、昭和23年以降の統計で最少数を更新した前年から増加した。</p> <p>【年別死者数の推移】</p> <table border="1"> <caption>交通事故発生状況 (単位: 人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>発生件数</th> <th>負傷者数</th> <th>死者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>4,784</td> <td>6,081</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>4,104</td> <td>5,092</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>3,152</td> <td>3,987</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>3,188</td> <td>3,936</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>3,175</td> <td>3,924</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>【状態別死者数の推移】 単位: 人</p> <table border="1"> <caption>状態別死者数の推移 (単位: 人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>四輪車</th> <th>二輪車</th> <th>自転車</th> <th>歩行者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>23</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年	発生件数	負傷者数	死者数	平成30年	4,784	6,081	60	令和元年	4,104	5,092	69	令和2年	3,152	3,987	46	令和3年	3,188	3,936	39	令和4年	3,175	3,924	53	年	四輪車	二輪車	自転車	歩行者	その他	平成30年	21	11	9	17	2	令和元年	18	17	10	24	0	令和2年	18	6	6	16	0	令和3年	10	7	5	16	1	令和4年	23	11	4	15	0	<p>【令和5年3月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生件数741件 (前年同期比-6件) 死者数10人 (同-2人) 負傷者数923人 (同+8人) <p>【過去5年平均】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生件数3,680件 死者数53人 負傷者数4,604人
年	発生件数	負傷者数	死者数																																																											
平成30年	4,784	6,081	60																																																											
令和元年	4,104	5,092	69																																																											
令和2年	3,152	3,987	46																																																											
令和3年	3,188	3,936	39																																																											
令和4年	3,175	3,924	53																																																											
年	四輪車	二輪車	自転車	歩行者	その他																																																									
平成30年	21	11	9	17	2																																																									
令和元年	18	17	10	24	0																																																									
令和2年	18	6	6	16	0																																																									
令和3年	10	7	5	16	1																																																									
令和4年	23	11	4	15	0																																																									

項 目	内 容	備 考																																																																																																																																																																																																																											
	<p>(2) 交通事故の特徴（令和4年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢層別では、高齢者（65歳以上）が31人（前年比+9人、構成率58.5%）と、全死者の半数以上を占めた。また、75歳以上の高齢者の死者が20人で、前年より大きく増加し、高齢者の全死者の約7割（同+6人、構成率64.5%）を占めた。 ○ 状態別では、自動車乗車中の死者が23人（同+13人、同43.4%）で最も多かった。 <p>【年齢別・状態別の死者数】 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="645 528 1704 919"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">歩行者</th> <th colspan="2">自転車乗用中</th> <th colspan="2">二輪車乗車中</th> <th colspan="2">自動車乗車中</th> <th colspan="2">その他</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども（中学生以下）</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>他10代</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20～24歳</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>(2)</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>25～29歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>(1)</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢者</td> <td>65～74</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>75以上</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>(5)</td> <td>4</td> <td>(2)</td> <td>20</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>23</td> <td>(7)</td> <td>10</td> <td>(3)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>53</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注：自動車乗車中の死者の中で（）内は同乗者の死者数を示す。</small></p> <p>(3) 高齢者が関係する死亡事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢死者（31人）の特徴 令和4年中、高齢死者の状態別では、自動車乗車中が14人（前年比+8人、構成率45.2%）で最も多く、次いで歩行中が13人（同+3人、同41.9%）であった。 ○ 高齢運転者（原付以上、第1当）による死亡事故は16件（前年比±0件）と横ばいであった。 <p>【高齢者の死者数（状態別）】 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="645 1203 1451 1422"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車乗車中</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>+8</td> <td>+133.3</td> </tr> <tr> <td>二輪車乗車中</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-1</td> <td>-50.0</td> </tr> <tr> <td>自転車乗用中</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>±0</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>歩行中</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>+3</td> <td>+30.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-1</td> <td>-100.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22</td> <td>31</td> <td>+9</td> <td>+40.9</td> </tr> </tbody> </table>		歩行者		自転車乗用中		二輪車乗車中		自動車乗車中		その他		合計		R4	R3	子ども（中学生以下）		1									0	1	高校生					1						1	0	他10代											0	0	20～24歳		2				1	3	(2)			3	3	25～29歳					1	1		1	(1)		1	2	30～39歳	1		1		2		1	1			5	1	40～49歳				1	5	1	2				7	2	50～59歳		1		1		2	1	1			1	5	60～64歳	1	2			1		2	1			4	3	高齢者	65～74	6	2	1	2		1	4	2		1	11	8	75以上	7	8	2	1	1	1	10	(5)	4	(2)	20	14	合計	15	16	4	5	11	7	23	(7)	10	(3)	0	1	53	39		令和3年	令和4年	増減数	増減率(%)	自動車乗車中	6	14	+8	+133.3	二輪車乗車中	2	1	-1	-50.0	自転車乗用中	3	3	±0	±0	歩行中	10	13	+3	+30.0	その他	1	0	-1	-100.0	合計	22	31	+9	+40.9	<p>【令和5年3月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢死者8人（前年同期比+1人） ・歩行中7人（同+2人） ・自転車乗車中0人（同±0人） ・二輪車乗車中0人（同-2人） ・自動車乗車中3人（同-2人） ・その他0人（同±0人） <p>【令和5年3月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行中5人（同+1人） ・自転車乗車中0人（同±0人） ・二輪車乗車中0人（同±0人） ・自動車乗車中3人（同±0人） ・その他0人（同±0人） ・高年齢者第1当死亡事故4件5人（同+1件+2人） 										
	歩行者		自転車乗用中		二輪車乗車中		自動車乗車中		その他		合計																																																																																																																																																																																																																		
	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3																																																																																																																																																																																																																	
子ども（中学生以下）		1									0	1																																																																																																																																																																																																																	
高校生					1						1	0																																																																																																																																																																																																																	
他10代											0	0																																																																																																																																																																																																																	
20～24歳		2				1	3	(2)			3	3																																																																																																																																																																																																																	
25～29歳					1	1		1	(1)		1	2																																																																																																																																																																																																																	
30～39歳	1		1		2		1	1			5	1																																																																																																																																																																																																																	
40～49歳				1	5	1	2				7	2																																																																																																																																																																																																																	
50～59歳		1		1		2	1	1			1	5																																																																																																																																																																																																																	
60～64歳	1	2			1		2	1			4	3																																																																																																																																																																																																																	
高齢者	65～74	6	2	1	2		1	4	2		1	11	8																																																																																																																																																																																																																
	75以上	7	8	2	1	1	1	10	(5)	4	(2)	20	14																																																																																																																																																																																																																
合計	15	16	4	5	11	7	23	(7)	10	(3)	0	1	53	39																																																																																																																																																																																																															
	令和3年	令和4年	増減数	増減率(%)																																																																																																																																																																																																																									
自動車乗車中	6	14	+8	+133.3																																																																																																																																																																																																																									
二輪車乗車中	2	1	-1	-50.0																																																																																																																																																																																																																									
自転車乗用中	3	3	±0	±0																																																																																																																																																																																																																									
歩行中	10	13	+3	+30.0																																																																																																																																																																																																																									
その他	1	0	-1	-100.0																																																																																																																																																																																																																									
合計	22	31	+9	+40.9																																																																																																																																																																																																																									

項 目	内 容	備 考																																																							
	<p>(4) 子供（18歳未満）の死傷事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年中の死傷者は388人（前年比+11人）と増加しており、そのうち、登下校中は129人（同+4人、構成率33.2%）であった。 ○ 月別では、8月の死傷者が46人（同-2人、同11.9%）で最も多く、次いで6月（同+3人、同10.6%）及び12月（同-9人、同1.6%）が41人で多かった。 ○ 小学生の死傷者は、1年生が22人（同-2人、同26.2%）で最も多く、小学生の合計は84人（同+32人）であった。 ○ 時間帯別では、午後4時台が58人（同+4人、同14.9%）で最も多く、次いで午前7時台が45人（同+5人、同11.6%）で多かった。 ○ 状態別では、自転車乗車中が175人（同+20人、同45.1%）で大きく増加した。 <p>【子供の死傷者数（状態別）】 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="667 660 1384 858"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車乗車中</td> <td>143</td> <td>130</td> <td>-13</td> <td>-9.1</td> </tr> <tr> <td>二輪車乗車中</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>+3</td> <td>+15.0</td> </tr> <tr> <td>自転車乗用中</td> <td>155</td> <td>175</td> <td>+20</td> <td>+12.9</td> </tr> <tr> <td>歩 行 中</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>-1</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>+2</td> <td>+200.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>377</td> <td>388</td> <td>+11</td> <td>+2.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 自転車事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年中の乗用中死者数は減少したものの、自転車関与事故の発生件数及び乗用中の負傷者数は増加した。 ○ 年齢層別では、20歳未満の負傷者数が212人（構成率42.3%）で最も多く、うち高校生が119人で半数以上を占めた。 ○ 時間帯別では、午前8時台が66件（同12.9%）で最も多く、次いで午前7時台が57件（同11.2%）で多かった。 ○ 類型別では、出会い頭が244件（同47.7%）で最も多かった。 ○ 自転車当事者(520人)の約半数(254人(同48.8%))に何らかの法令違反が認められた。 <p>【自転車事故の発生状況】 単位：件・人</p> <table border="1" data-bbox="654 1295 1429 1414"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車関与事故件数</td> <td>487</td> <td>511</td> <td>+24</td> <td>+4.9</td> </tr> <tr> <td>乗 用 中 死 者 数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>-1</td> <td>-20.0</td> </tr> <tr> <td>乗 用 中 負 傷 者 数</td> <td>468</td> <td>501</td> <td>+33</td> <td>+7.1</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年	令和4年	増減数	増減率(%)	自動車乗車中	143	130	-13	-9.1	二輪車乗車中	20	23	+3	+15.0	自転車乗用中	155	175	+20	+12.9	歩 行 中	58	57	-1	-1.7	そ の 他	1	3	+2	+200.0	合 計	377	388	+11	+2.9		令和3年	令和4年	増減数	増減率(%)	自転車関与事故件数	487	511	+24	+4.9	乗 用 中 死 者 数	5	4	-1	-20.0	乗 用 中 負 傷 者 数	468	501	+33	+7.1	<p>【令和5年3月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車乗車中29人（前年同期比+6人） ・二輪車乗車中3人（同-5人） ・自転車乗車中38人（同±0人） ・歩行中19人（同+3人） ・その他0人（同-2人） <p>【令和5年3月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車関与事故発生件数117件（前年同期比-11件） ・乗車中死者0人（同±0人） ・乗車中負傷者117人（同-9人）
	令和3年	令和4年	増減数	増減率(%)																																																					
自動車乗車中	143	130	-13	-9.1																																																					
二輪車乗車中	20	23	+3	+15.0																																																					
自転車乗用中	155	175	+20	+12.9																																																					
歩 行 中	58	57	-1	-1.7																																																					
そ の 他	1	3	+2	+200.0																																																					
合 計	377	388	+11	+2.9																																																					
	令和3年	令和4年	増減数	増減率(%)																																																					
自転車関与事故件数	487	511	+24	+4.9																																																					
乗 用 中 死 者 数	5	4	-1	-20.0																																																					
乗 用 中 負 傷 者 数	468	501	+33	+7.1																																																					

項 目	内 容	備 考												
<p>第2 総合的な交通事故抑止対策</p>	<p>1 交通部の推進施策</p> <p>(1) 歩行者の安全確保による交通死亡事故の抑止</p> <p>(2) 子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の実施</p> <p>(3) 安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備</p> <p>(4) 飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除</p> <p>(5) ルール・マナー遵守の徹底による自転車安全利用の促進</p> <p>2 推進事項</p> <p>(1) 歩行者の安全確保による交通死亡事故の抑止</p> <p>ア 横断歩道における歩行者保護啓発活動の推進 歩行中の交通事故抑止のため、通勤通学時間帯を中心に関係機関・団体と連携した横断歩道における保護誘導活動や運転者及び歩行者の思いやりの意思表示である「てまえ運動」を推進し、広報啓発を図っている。 令和4年中は、県予算でテレビCM放送を行うなど広報啓発を強化した。</p> <p>イ 横断歩行者等妨害等違反取締りの強化 横断歩道上における重大交通事故の未然防止及びドライバーに対する歩行者優先の意識醸成のため、特に高齢歩行者や児童が多く通行する横断歩道を中心に、横断歩行者等妨害等違反(以下「歩行者妨害違反」と表記)取締りを実施している。 【過去5年間の歩行者妨害違反検挙件数】</p>  <table border="1" data-bbox="712 930 1400 1321"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>歩行者妨害違反</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>793</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1732</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>3033</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1408</td> </tr> </tbody> </table>	年次	歩行者妨害違反	H30	600	R元	793	R2	1732	R3	3033	R4	1408	<p>【横断歩道 止まって渡す「思いやり」キャンペーン】 熊本県交通安全推進連盟主唱のもと県民運動として実施(重点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道に関する交通ルールの周知・徹底 「てまえ運動」の推進 <p>【テレビCM】</p>  <p>【歩行者妨害違反検挙状況】 令和5年3月末現在 252件 (+108件)</p>
年次	歩行者妨害違反													
H30	600													
R元	793													
R2	1732													
R3	3033													
R4	1408													

項 目	内 容	備 考
	<p>ウ 「熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議」を踏まえた対策 前記対策のほか、摩耗が見られる横断歩道標示の補修等見やすく分かりやすい横断歩道の整備を推進している。</p> <p>(2) 子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の実施</p> <p>ア 「まち」と「ひと」を守る声かけ安心実現事業の推進 熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略における取組として、平成28年度から、会計年度任用職員(警察官OB)6人と委託業者18人の計24人(6個班編制)が、県内一円において、高齢者や女性、子供を対象とした個別訪問活動及び街頭指導等による交通事故防止及び防犯活動などを実施している。 【令和4年中の実施件数】 ○ 一般世帯 ～ 72,395件 ○ 避難所・仮設住宅 ～ 293件</p> <p>イ 「キャッチ&アクション」制度の推進 平成28年1月から、あらゆる警察活動を通じて、交通上危険な行動をとる者(主に高齢者)を把握(キャッチ)し、その場で安全教育(アクション)を行うとともに、定期的に電話や訪問等による継続指導を実施することにより、交通事故の未然防止を図っている。</p> <p>ウ 通学路における交通安全対策の推進 令和3年6月千葉県八街市で発生した多数の児童が死傷した交通事故を受け、関係機関とともに通学路の合同点検及び対策必要箇所の抽出を実施し、警察による対策必要箇所は467か所抽出され、本年度末までに463か所の対策を完了する見込みであり、対策の完了に向けて整備を推進する。 引き続き、各市町村が策定している「通学路交通安全プログラム」に基づき、自治体、学校等関係機関とともに、定期的な合同点検及び対策を推進し、通学路の安全の確保を図っていく。</p> <p>エ 参加・体験・実践型の交通安全教育、啓発活動の推進 シミュレータ等を活用した歩行者教育、運転技能自動評価システム(通称「オブジェ」)や認知・判断等の能力把握診断機器「点灯くん」・「ビジィくん」を活用した高齢運転者教育の推進している。</p>	<p>【通学路交通安全プログラム】 通学路の交通安全確保のための推進計画</p> <p>【シミュレータ等】 ・交通安全危険予測シミュレータ</p>  <p>・運転技能自動評価システム(オブジェ)</p>  <p>・点灯くん</p>  <p>・ビジィくん</p> 

項 目	内 容	備 考																								
	<p>オ 安全運転相談業務を通じた運転免許証の自主返納等推進 身体機能の低下や病気等の理由により、今後の運転免許継続に不安を抱える運転者に対しては、安全運転相談を行い、各人の身体状況、病状等に応じた安全運転指導を行っているが、その際、選択肢の一つとして、サポカー限定免許や、運転免許証の申請による取消し（自主返納）制度を紹介し、その人に最適な提案を行っている。</p> <p>これに際し、運転免許センターでは、ほとんどの場合、看護師も立会い、専門的知識に基づいた助言を行っている。</p> <p>(3) 安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備 令和4年度は、社会資本整備重点計画（令和3年度～令和7年度）に基づく交通安全施設等整備事業等により、信号機新設13基、信号灯器のLED化約1,300灯、道路標識約1,000本等を整備・更新するとともに、必要性の低下した信号機10基を撤去した。</p> <p>本年度は、社会基本整備重点計画に基づき、信号機新設18基、信号灯器のLED化約1,200灯、道路標識約1,000本等を整備・更新する予定であるとともに、令和3年3月19日に決議された「熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議」で示された警察の取組事項である「歩行者の安全確保～特に横断歩道における歩行者保護の徹底」を踏まえ、横断歩道の高輝度化等の事業を推進する。</p> <p>● 交通安全施設等整備事業費 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="667 979 1599 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分／年度</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補助事業 (国費)</td> <td>特定事業費</td> <td>723,006</td> <td>665,906</td> <td>-57,100</td> </tr> <tr> <td>社会資本整備総合 交付金事業費</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県単独事業</td> <td>727,377</td> <td>755,884</td> <td>+28,507</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 計</td> <td>1,455,383</td> <td>1,426,790</td> <td>-57,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除 無免許運転、飲酒運転、速度超過、横断歩行者等妨害など重大な交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性が高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進している。また、「あおり運転」として敢行されやすい車間距離不保持や妨害運転の検挙も推進している。</p>	区分／年度		R 4	R 5	対前年比	補助事業 (国費)	特定事業費	723,006	665,906	-57,100	社会資本整備総合 交付金事業費	5,000	5,000	±0	県単独事業		727,377	755,884	+28,507	総 計		1,455,383	1,426,790	-57,100	<p>【免許証自主返納】 道路交通法上は第104条の4で「申請による取消し」として規定されている。</p> <p>【サポカー限定免許】 道路交通法上は第91条の2で「申請による免許の条件の付与」として規定されている。</p> <p>【社会資本整備重点計画】 社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画（閣議決定事項）</p> <p>【交通安全施設等整備事業】 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、総合的な計画の下に行う交通安全施設等整備事業（警察庁補助事業）</p> <p>【社会資本整備総合交付金活用事業】 国土交通省所管。地方公共団体が行う道路整備等への交付金事業（交通安全施設整備は関連事業として位置付け）県が指定する路線に限定</p>
区分／年度		R 4	R 5	対前年比																						
補助事業 (国費)	特定事業費	723,006	665,906	-57,100																						
	社会資本整備総合 交付金事業費	5,000	5,000	±0																						
県単独事業		727,377	755,884	+28,507																						
総 計		1,455,383	1,426,790	-57,100																						

項 目	内 容	備 考																														
	<p data-bbox="689 263 1590 295">【主な悪質交通違反の検挙状況】 単位：件</p> <table border="1" data-bbox="672 303 1590 598"> <thead> <tr> <th>区分\年次</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>増減数</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無 免 許 運 転</td> <td>173</td> <td>208</td> <td>35</td> <td>+20.2%</td> </tr> <tr> <td>飲 酒 運 転</td> <td>364</td> <td>388</td> <td>24</td> <td>+6.6%</td> </tr> <tr> <td>速 度 超 過</td> <td>8982</td> <td>8074</td> <td>-908</td> <td>-10.1%</td> </tr> <tr> <td>車 間 距 離 不 保 持</td> <td>266</td> <td>274</td> <td>+8</td> <td>+3.0%</td> </tr> <tr> <td>妨 害 運 転</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>±0</td> <td>±0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="698 606 1585 630">※ 数値は日報システム等から抽出した暫定数のため、他の統計数値と異なる場合があります</p> <p data-bbox="631 699 1706 1396">(5) ルール・マナー遵守の徹底による自転車安全利用の促進 ア 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進 ○ 「自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ スタントマンを活用した「スクエアード・ストレイト教育技法」による効果的な安全教育の実施(R4年度4校実施、R5年度4校実施予定) ○ 自転車シミュレータ「くまりん号」の活用による体験型交通安全教育の実施(R4年度は、運用回数16回、体験人員704人) ○ 交通安全アドバイザー事業と連携した安全教育の高度化 イ 交通安全アドバイザー事業 令和5年4月から、交通安全教育の支援に特化したアドバイザーを本部に配置し、交通安全活動が必要な地域に対して支援(自転車シミュレータの運用補助や交通安全教育資料の提供)等を行うもの ウ 自転車利用者に対する指導取締り 自転車利用者に対しては、街頭における指導に加え、警告に従わず違反を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に危険を生じさせた者に対しては検挙措置を講じている。また、毎年5月を「自転車月間」と位置付け、自転車利用者に対する基本的な交通ルールとマナーの周知活動や自転車安全教育等様々な取組を行っている。 また、新たに自転車指導啓発重点地区・路線について熊本県警察ホームページに公開し、住民に対して周知を図ることとなった。</p>	区分\年次	R3	R4	増減数	増減率(%)	無 免 許 運 転	173	208	35	+20.2%	飲 酒 運 転	364	388	24	+6.6%	速 度 超 過	8982	8074	-908	-10.1%	車 間 距 離 不 保 持	266	274	+8	+3.0%	妨 害 運 転	1	1	±0	±0.0%	<p data-bbox="1751 247 2016 271">【悪質交通違反検挙状況】</p> <p data-bbox="1751 279 2016 303">令和5年3月末</p> <ul data-bbox="1751 311 2016 694" style="list-style-type: none"> ・取締り総数 10,108件(前年同期比+4,860件) ・無免許 67件(前年同期比+36件) ・飲酒 69件(前年同期比+24件) ・速度超過 1,579件(前年同期比+602件) ・横断歩行者等妨害等違反 252件(前年同期比+108件) <p data-bbox="1751 734 1915 758">【妨害運転罪】</p> <p data-bbox="1751 766 2016 869">令和2年6月30日に施行された改正道路交通法により創設</p> <p data-bbox="1751 941 1982 965">【自転車安全利用五則】</p> <ol data-bbox="1751 973 2016 1252" style="list-style-type: none"> 1 自転車は車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る 5 子どもはヘルメットを着用
区分\年次	R3	R4	増減数	増減率(%)																												
無 免 許 運 転	173	208	35	+20.2%																												
飲 酒 運 転	364	388	24	+6.6%																												
速 度 超 過	8982	8074	-908	-10.1%																												
車 間 距 離 不 保 持	266	274	+8	+3.0%																												
妨 害 運 転	1	1	±0	±0.0%																												

項 目	内 容	備 考																				
<p>第3 その他</p>	<p>【自転車利用者の指導取締り状況】 単位：件</p> <table border="1" data-bbox="683 308 1693 493"> <thead> <tr> <th>区分\年次</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 挙 件 数</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>+15</td> <td>+150.0%</td> </tr> <tr> <td>指 導・警 告 件 数</td> <td>4,122</td> <td>1,829</td> <td>-2293</td> <td>-55.6%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,132</td> <td>1,854</td> <td>-2278</td> <td>-55.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 自転車運転者講習制度の実施 本制度の運用が開始された平成27年6月1日から令和4年12月末までの間の本県での危険行為登録件数は335件であり、令和4年3月末までに自転車運転者講習を3件実施した。</p> <p>1 効果的な交通安全情報の発信 県警公式ツイッターなどのSNS、県内約50か所に設置の交通情報板、交通安全チラシ、街頭ビジョン等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進している。</p> <p style="text-align: center;">〔交通情報板〕 〔YouTube〕 〔チラシ〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p>2 半導体産業集積強化に伴う交通警察の対応 (1) 交通安全施設等の整備等 TSMCの進出以降半導体産業の集積が進み、交通量の増加が懸念されることから、セミコンテックパーク周辺道路において、重点的に車両感知器を整備し信号制御の見直しなどの対策を実施している。 また、県が設置した半導体産業集積強化に係る課題解決に向けた対策組織である「渋滞・交通アクセス対策部会」に参画し、県と連携して対策を検討している。</p>	区分\年次	R3	R4	増減数	増減率	検 挙 件 数	10	25	+15	+150.0%	指 導・警 告 件 数	4,122	1,829	-2293	-55.6%	計	4,132	1,854	-2278	-55.1%	<p>【自転車利用者の指導取締り状況】 令和5年3月末 ・検挙8件 (前年同期比+3件) ・警告223件 (前年同期比-38件)</p> <p>【自転車運転者講習】 講習時間 3時間 講習手数料 6,000円</p>
	区分\年次	R3	R4	増減数	増減率																	
検 挙 件 数	10	25	+15	+150.0%																		
指 導・警 告 件 数	4,122	1,829	-2293	-55.6%																		
計	4,132	1,854	-2278	-55.1%																		

項 目	内 容	備 考
	<p>(2) 外国の運転免許証から日本の運転免許証への円滑な切替え T S M Cをはじめとする半導体関連企業等が県内に進出することに伴い、今後、免許切替申請者の急激な増加が予想されることから、申請業務や事務処理を見直し担当職員を増員するなど、体制強化を図り対応している。</p> <p>また、T S M C 関係においては、県企業立地課や J A S M の各担当者と連携、情報を共有しながら迅速で円滑な手続ができるよう協議を行っている。</p>	

【警備部】

業 務 概 況

項 目	内 容	備 考
第1 情勢に対応した警護 警備の徹底	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="607 272 1709 443"> 1 「警衛・警護室」の新設 警衛・警護の強化を着実に推し進め、警察庁との連携、現場指揮及び事態対処体制を強化するとともに、警護等に従事する職員の教養訓練等を計画的に推進するため、警備第二課に「警衛・警護室」を新設した。 <li data-bbox="607 459 1709 630"> 2 「警戒の空白」を生じさせない警護 本部長等は綿密な実地踏査による的確な危険度評価を行い、それらを踏まえた警護計画を策定の上、警察庁における審査を経て、同計画に基づき現場指揮官の一元的な指揮により、「警戒の空白」を生じさせない警護を実施している。 <li data-bbox="607 646 1709 911"> 3 教養・訓練の推進 警護における十分な体制の確保及び個々の対処能力の向上を図るため、警察庁が示す体系的な教養訓練を推進し、訓練員の能力に合わせた段階的な訓練を反復実施している。 また、より高度な警護能力の習得を図るため、県警察学校における警護専科を実施している。 <li data-bbox="607 927 1709 1050"> 4 情報収集活動の強化 警察署等と連携し、県警一体となって警護対象者の身辺の安全を確保するための情報収集・分析を強化している。 <li data-bbox="607 1066 1709 1236"> 5 将来を見据えた人員の育成 将来の警護専従員及び警護訓練指導者を継続的に確保するため、適任者を各種訓練に積極的に参加させるなど人材の育成を図るとともに、警視庁における警護研修（1年間）にも計画的に派遣予定である。 	

項 目	内 容	備 考
<p>第2 大規模災害等緊急事態対策の強化</p>	<p>1 令和4年中における災害警備活動</p> <p>(1) 警備体制及び被害状況 令和4年中は、大雨洪水警報等の発表に伴い、警備部参事官を長とする「災害警備対策室」を15回（前年比+1）設置し、災害警備活動を実施した。</p> <p>(2) 台風の状況 令和4年中、台風は24個発生し、その内2個（台風11号、台風14号）が暴風雨などにより熊本県に影響を及ぼした。台風の接近に伴い、警備部長を長とする「乙号災害警備本部」を1回、警備部参事官を長とする「災害警備対策室」を1回設置し、災害警備活動を実施した。</p> <p>なお、いずれの台風も機動隊など大規模な部隊活動を要する被害の発生はなかったが、台風14号においては、暴風等に伴う天草五橋の通行止めを見越し、台風の接近前に機動隊を天草警察署に前進待機させるなどの対策を講じた。</p> <p>(3) 阿蘇中岳の火山活動 令和4年2月24日、気象庁が阿蘇中岳の噴火警戒レベル3（入山規制）を発表したことに伴い、警備部参事官を長とする「災害警備対策室」を設置し、災害警備活動に従事した。</p> <p>その後、火山性微動の振幅も小さな状態が続いたことから、噴火警戒レベルが1まで引き下げられたため、現在、県警では、活火山であることに留意した突発対応等の警戒体制を維持している。</p> <p>2 対処態勢の強化</p> <p>(1) 実戦的訓練の反復実施</p> <p>ア 解体予定施設等を活用した訓練の実施 大規模災害発生時に迅速・的確に対処するため、機動隊、管区機動隊及び各警察署においては、解体予定施設や廃車を活用した実戦的救出救助訓練等を実施している。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>なお、令和4年中は、西原村や宇城市において解体予定の公的施設を活用した救出救助訓練を実施した。</p> <p>イ 小型重機等のオペレーター育成 小型重機や無人航空機（ドローン）の操縦技術の向上を図るため、関係機関と連携して、災害現場等を想定した操縦訓練を反復実施している。</p> <p>ウ 広域緊急援助隊合同訓練 広域緊急援助隊合同訓練は、管区警察局単位で毎年開催され、九州管区では平成10年から沖縄県を除く各県警の持ち回りで実施されている。 令和4年度訓練は鹿児島県内で実施される予定であったが、大雪警報の発令に伴い中止となり、代替として、九州管区警察学校において、広域緊急援助隊警備部隊の指揮官等を対象にした救出救助活動訓練が実施された。</p> <p>エ 職員招集メール送受信訓練の実施 災害発生時における初動態勢の早期確立のため、県警では、職員の携帯電話やスマートフォンの電子メールアドレスをあらかじめ管理サーバーに登録させ運用する熊本県警察職員招集システムを構築し、年数回、災害発生を想定した職員招集メール送受信訓練を実施して、職員の災害に対する意識高揚を図っている。 また、令和2年度から、スマートフォンのアプリを利用したシステムを導入している。</p> <p>(2) 災害警備専科教養の実施 災害に関する知識・技能の習熟、発生時における初動措置要領の確認等を目的に、警察署に勤務する警察官を対象として、災害警備専科教養を実施した。</p> <p>(3) 災害用装備資機材の整備・拡充 災害現場等における迅速な救助活動に資するため、災害用装備資機材の整備・拡充を図るとともに、操作技術などの向上を図っている。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>ア 令和4年度中に整備した主な災害用装備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ポータブルLED投光器 6台 ○ 充電式チェーンソー 2台 ○ エアーコンプレッサー 1台 ○ ゴムボート用電動ポンプ 1台 ○ 水難救助用ヘルメット 2個 ○ 折りたたみ式ヘルメット 3個 <p>イ 令和5年度に整備予定の主な災害用装備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ポータブルLED投光器 15台 ○ 充電式チェーンソー 7台 ○ チェーンソー 7台 ○ 充電式レンプロソー 10台 <p>(4) 災害教養動画の掲載</p> <p>主として、警察署に勤務する警察官の災害時における救出救助技術の向上を図るため、ロープ操法、装備資機材取扱要領、救出救助要領を題材とした教養動画を作成し、令和4年3月から県警内のパソコン内で視聴できるよう掲載して、教養等において活用している。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第3 経済安全保障対策の推進</p>	<p>1 重要性</p> <p>近年、安全保障の裾野が経済及び技術の分野に急速に拡大し、我が国を巡る経済安全保障上の脅威は一層顕在化している。我が国は、世界中で利用されている先端技術を数多く有しており、このような技術の流出は、国益を害するおそれがあることから、その防止に向けた取組は極めて重要な課題である。</p> <p>特に、本県においては、半導体世界大手の台湾積体回路製造（TSMC）の進出に伴い、今後更に半導体を始めとする先端企業が集積していくものと思われ、本県所在の企業、教育・研究機関等が、諸外国による技術情報獲得の標的となることが懸念される。</p> <p>2 技術情報流出事例</p> <p>(1) 不正競争防止法違反事件（令和2年：大阪府警）</p> <p>大手化学メーカーの社員が、勤務先の営業秘密であるタッチパネル等に使用される素材に関する技術情報を不正に領得し、中国に所在する企業に開示したもの</p> <p>※ 同企業はビジネス用SNSを使って社員に接触していた。</p> <p>(2) 不正競争防止法違反事件（令和2年：警視庁）</p> <p>大手通信会社の社員が、在日ロシア通商代表部の代表代理から唆され、勤務先の機密情報を不正に領得し、同代表代理に渡していたもの</p> <p>※ 代表代理は、偶然を装って社員に接触し、その後一緒に食事を重ねるなど仲を深めていった。</p> <p>3 警察の取組</p> <p>(1) 情報収集・分析、取締り</p> <p>技術情報の流出に係る不審情報の収集に努め実態解明を図るとともに、少しでも違法性が疑われる行為を認知した際は、関係機関と連携し、あらゆる法令を駆使して事件化を推進する。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>(2) アウトリーチ活動</p> <p>技術情報の流出を防止するためには、検挙だけではなく、官民連携の下、被害の未然防止を図る必要がある。</p> <p>警察では、企業や大学等が行う技術流出防止対策に資するよう、これまで警察が解明してきた技術流出の手口や、それに対する有効な対策のノウハウを情報提供する「アウトリーチ活動」を推進している。また、熊本県を始め、熊本経済同友会、熊本県工業連合会等関係機関・団体の理解と協力の下、官民連携のネットワーク「熊本県技術情報流出防止ネットワーク（略称：TLPネット熊本）」を構築し、幅広い情報発信や、相互の意見交換等を実施している。</p> <p>今後も、アウトリーチ活動を通じて、企業等における技術流出に関する危機意識の向上を図るとともに、自主的な技術流出防止対策の促進につなげ、技術流出の未然防止に努める。</p>	<p>※ アウトリーチ 和訳：援助する、手を差し伸べる</p>

項 目	内 容	備 考
<p>第4 大規模イベントを見据えた警備諸対策の推進</p>	<p>1 官民一体となったテロ対策の推進</p> <p>(1) 爆発物の原料となり得る化学物質への対策</p> <p>ア 「熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク」の運営</p> <p>県警では、外事課を事務局として、熊本県、熊本市及び薬剤師会や薬品肥料取扱企業・団体が構成する「熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク」を構築し、毎年定例会議を開催している。同会議等を通じて、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、販売時の身分確認を徹底するよう指導したり、不審な購入者への対処要領を教示するなど、同対策への理解と協力を依頼している。</p> <p>イ 学校等に対する管理者対策の推進</p> <p>警察官による直接訪問活動を推進し、学校の実験等で使用する薬品等で、爆発物の原料となり得る化学物質について、その保管、管理の徹底を依頼している。</p> <p>(2) テロのインフラとなり得る事業者等への対策</p> <p>旅館、インターネットカフェ、レンタカー、住宅宿泊事業者（いわゆる「民泊事業者」）等、テロのインフラとなり得る事業者に対して、訪問活動を通じて、テロ対策への理解と協力を求めるとともに、利用者の本人確認を徹底するよう働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。</p> <p>(3) テロ対策パートナーシップ推進会議くまもとの設立</p> <p>平成30年7月、テロを許さない安全な熊本の実現を目的として43機関からなる「テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと」を設立し、以後同枠組みを活用して定例会を開催し、参画機関とテロ対処訓練や広報啓発活動を実施している。</p> <p>※ 令和4年度の定例会及び訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと定例会 (令和4年12月) ・ 参画機関イオンモール熊本との不審者対応訓練（令和5年3月） 	

項 目	内 容	備 考
	<p>(4) テロ等対策資機材の整備 安全・安心な熊本の実現のために、装備資機材の整備・拡充を図るとともに取扱いの習熟訓練等を実施している。</p> <p>2 沿岸部警戒及び関係機関と連携した水際対策推進状況</p> <p>(1) 県沿岸部での不法入国やテロリスト上陸等の未然防止を目的としたパトロールの実施 熊本県沿岸警備協力会（事務局：外事課）は、密入国等の沿岸犯罪防止を目的とする任意団体で、県内の沿岸地域を管轄する10署に設置され、沿岸パトロール等の活動を実施している。 ※ 令和4年は、船舶19隻（警察警備艇1隻、海上保安庁巡視艇3隻、一般船舶15隻）、警従事者143人で実施した。</p> <p>(2) 関係機関との水際対策会議の開催 毎年、海上保安庁、出入国在留管理局及び税関と「熊本県水際対策ネットワーク会議」を開催している。</p> <p>3 官民連携した訓練等の実施状況 現在、関係機関等との合同訓練を随時実施しているが、今後もテロの標的となり得る施設等と連携し、訓練等テロ防止対策を推進していく。</p> <p>(1) 熊本空港及び天草空港におけるハイジャック等の事案対処訓練 熊本空港及び天草空港において、例年、ハイジャック事件が発生した場合における関係機関との連携強化及び事案対処能力の向上を目的とし、事案対処訓練等を行っている。 ※ 令和4年中の訓練状況 ・ 熊本空港不法侵入事案、ハイジャック事案対応訓練（令和4年3月）</p>	<p>※ 令和4年は新型コロナウイルス感染拡大等に伴い開催せず</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>(2) J Rとの事案対応訓練・教養の実施 基本的に年に1回以上、J Rと共同訓練等を実施している。</p> <p>※ 令和4年中の訓練状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R九州不審者対処訓練（令和4年11月） <p>(3) 国際港湾におけるテロ対処訓練の実施 県内の国際港湾において、貨物船等船舶からのテロリスト侵入等を想定した対処訓練を、出入国在留管理局、税関、海上保安庁等関係機関と合同で実施した。</p> <p>※ 令和4年度の訓練状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本港情報伝達訓練（令和4年9月、16機関） ・ 三角港テロ対策合同訓練（令和5年2月、11機関） ・ 八代港テロ対策合同訓練（令和5年3月、9機関） ・ 熊本港保安対策総合訓練（令和5年3月、8機関） <p>4 サイバー攻撃等新たな脅威へ対応するための取組状況</p> <p>(1) 重要インフラ事業者等訪問の実施 重要インフラ事業者等のうち、サイバーテロ発生時に県民生活に大きな影響を及ぼすおそれのある7分野10事業者に対して個別訪問を実施し、サイバー攻撃への危機意識の向上等を目的にサイバー攻撃情勢等に関する情報提供等を行っている。</p> <p>なお、令和4年中は、概ね3か月ごとに個別訪問を実施し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供などの注意喚起を実施した。</p> <p>(2) 熊本県サイバーテロ対策連絡協議会の充実 平成23年5月、重要インフラ事業者等10分野17事業者が参画して発足した熊本県サイバーテロ対策連絡協議会については、現在、13分野30事業者に拡充した。</p> <p>なお、令和4年中は、11月28日、警察本部において協議会を開催した（協議会会員24事業者31人参加）。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>協議会では、令和3年度の活動報告及び令和4年度の活動計画について審議を行ったほか、情報セキュリティ事業者の有識者を招聘して、サイバー攻撃対策セミナーを開催した。</p> <p>5 重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等への対策の推進</p> <p>(1) 重要施設</p> <p>空港、新幹線駅、ライフラインなどの重要施設について、管轄警察署において重点警戒や管理者対策を実施している。また、G7広島サミットの開催に伴い、重要施設について所要の警戒を実施した。</p> <p>(2) 不特定多数の者が集まる施設等</p> <p>公共施設、スタジアム、コンサートホール、大規模商業施設、ホテル等の不特定多数の人が集まる施設（いわゆるソフトターゲット）については、管轄警察署において、重点警戒や管理者対策を実施している。</p> <p>6 各警備部隊の対処能力の向上</p> <p>(1) 専門部隊</p> <p>機動隊の専門部隊(爆発物処理、銃器対策等)による実戦的訓練を反復して実施することにより、事案対処能力の向上を図っている。</p> <p>(2) 一般部隊</p> <p>管区機動隊や第二機動隊について定期的に各種警備訓練を実施し、大規模な警備実施に備えることとしている。</p>	